

西郷村下水道事業経営戦略【改定版】

（令和 5 年度～令和 14 年度）

令和 5 年 3 月

西郷村

目 次

第1章 はじめに	1
1-1 策定の経緯	1
1-2 位置づけ	2
1-3 計画期間	2
第2章 事業概要	3
2-1 事業の現況	3
2-2 民間活力の活用等	7
2-3 経営比較分析表を活用した現状分析	8
第3章 将来の事業環境	19
3-1 人口の予測	19
3-2 有収水量の予測	24
3-3 使用料収入の見通し	26
3-4 施設の見通し	28
3-5 組織の見通し	30
第4章 経営の基本方針	31
4-1 基本方針	31
4-2 経営戦略における目標	32
第5章 投資・財政計画(収支計画)	36
5-1 収支計画のうち投資についての説明	36
5-2 収支計画のうち財源についての説明	40
5-3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	42
5-4 今後の投資についての考え方・検討状況	46
5-5 今後の財源についての考え方・検討状況	46
5-6 投資以外の経費についての考え方・検討状況	46
第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	47
6-1 推進体制と進捗管理	47
6-2 施策の取り組みによる効果の検証	47

収益の収支（下水道事業全体）	48
収益の収支（公共下水道）	49
収益の収支（農業集落排水）	50
資本の収支（下水道事業全体）	51
資本の収支（公共下水道）	52
資本の収支（農業集落排水）	53

第1章 はじめに

1-1 策定の経緯

西郷村では、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業において、汚水処理を実施しています。

公共下水道事業は、上位計画である「阿武隈川上流流域別下水道整備総合計画」において、隣接する白河市を含めた1つの処理区(白河処理区)として位置づけられており、市街化の進展に伴う公共用水域の水質保全等を目的に昭和62年9月に事業着手しました。同一処理区の白河市は昭和56年2月に事業着手し、共用施設である白河都市環境センターは平成6年3月に一部供用を開始し、以降「浸水防除」、「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」に寄与すべく鋭意事業を推進してきました。

農業集落排水事業は、羽太地区、追原地区の農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的として実施しています。

令和3年度末における西郷村の汚水処理及び下水道処理人口普及率は、それぞれ92.6%、78.7%であり、今後も汚水処理施設等未整備区域に対して、計画的に施設整備を行っていく必要があります。

公共下水道事業は、平成6年度より本格的に事業着手しており、供用開始から20年以上が経過し、今後老朽化による施設の更新等が本格化する時期を迎えます。老朽化対策については、国の「ストックマネジメント支援制度」を活用した効率的・効果的な対策が必要です。加えて、近年多発している台風、集中豪雨、大規模地震等の災害への対策として、浸水対策、地震対策等、幅広い対応が下水道事業に求められているところです。農業集落排水事業についても、地区により供用開始の時期が異なりますが、古くは平成12年度から供用開始しているため、今後、処理場の主要機器・設備の老朽化による施設の更新等が本格化する時期を迎えます。

人口ビジョンにおける将来人口の推計では、今後は人口減少傾向を示す結果となっており、下水道使用料収入の減少が見込まれ、下水道事業経営に大きな影響を与えることが予想されます。

令和2年4月より地方公営企業法の全部を適用することで、健全な事業経営の実現に向けた取組を推進しています。しかしながら、汚水処理原価が下水道使用料単価を上回っており、一般会計補助金等の補助的財源に頼らざるを得ない状況が続いており、今後下水道事業の経営改善が大きな課題となっています。

下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、平成29年3月には、「引き続き公営企業として事業を行う場合には、経営環境が厳しさを増す中にあっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要である。」との総務省の求めに応じて、下水道事業の中長期的な経営の基本計画である「西郷村下水道事業経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上の実現を目指した事業運営を行ってきました。

「西郷村下水道事業経営戦略【改定版】」は、計画期間の中間年度における、下水道事業を取り巻く環境の変化への対応に伴う投資・財政計画等の見直し、地方公営企業法の全部適用に伴う財政シミュレーションの改定等、計画内容を全面的に見直し、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上の実現を目指すものです。

1-2 位置づけ

経営戦略は、「西郷村第四次総合振興計画」、「西郷村 第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」を上位計画とし、下水道各種関係計画等と連動し、今後の下水道事業の中長期的な経営指針として位置づけます。

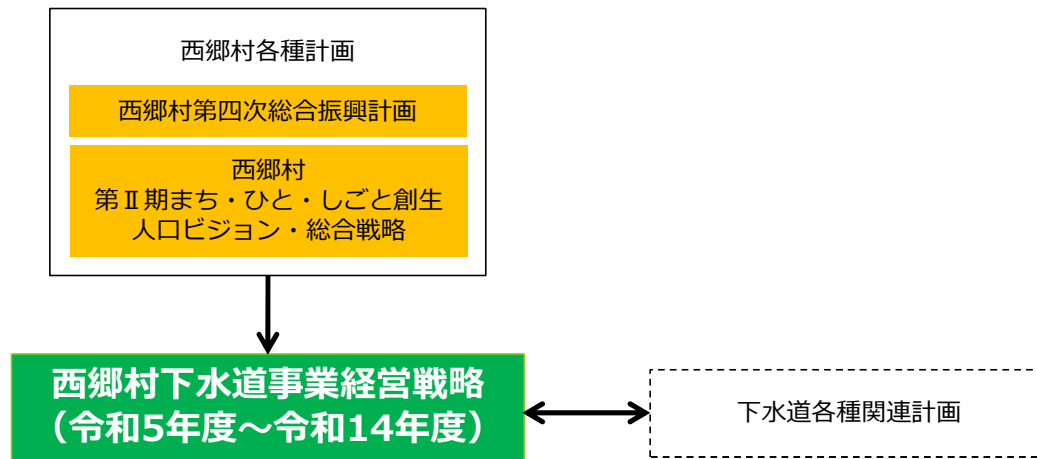


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1-3 計画期間

西郷村下水道事業経営戦略の計画期間は、中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるよう、令和5年度を初年度とし、令和14年度を最終年度とした10年間とします。

第2章 事業概要

2-1 事業の現況

(1) 施設

令和3年度末時点での下水道施設の整備状況は次のとおりです。

表 2-1 施設及び設備の状況(公共下水道事業)

事業	施設区分	数量	備考
公共下水道	管路施設	約 136km	
	処理場	1 か所	白河都市環境センター(白河市との共同利用)
	マンホールポンプ場	19 か所	

表 2-2 施設及び設備の状況(農業集落排水事業)

事業	施設区分	数量	備考	
農業集落排水	管路施設	約 28km	地区名	延長(m)
			羽太地区	19,369.78
			追原地区	8,792.76
			合計	28,162.54
	処理場	2 か所	羽太処理場、追原処理場	
	マンホールポンプ場	11 か所		

① 供用開始年度(供用開始後年数)

公共下水道事業は、市街化の進展に伴う公共用水域の水質保全等を目的に昭和 62 年 9 月に事業着手し、共用施設である白河都市環境センターは平成 6 年 3 月に一部供用を開始しました。

農業集落排水事業についても、地区により供用開始の時期が異なりますが、古くは平成 12 年度から供用開始しています。

表 2-3 供用開始年度及び供用開始後年数

事業	供用開始年度	供用開始後年数
公共下水道	平成 5 年度	29 年
農業集落排水	平成 12 年度	22 年

表 2-4 処理場の施設概要(公共下水道)

施設名称	排除方式	処理方式	能力	供用開始年度	供用開始後経過年数
白河都市環境センター (白河市との共同利用)	分流式 (汚水)	標準活性 汚泥法	24,700 m ³ /日	平成 5 年度 (西郷村:平成 7 年度)	29 年

表 2-5 処理場の施設概要(農業集落排水)

施設名称	排除方式	処理方式	能力	供用開始年度	供用開始後経過年数
羽太地区農業集落 排水処理施設	分流式 (汚水)	連続流入間欠ばっ気方式	548 m ³ /日	平成 12 年度	22 年
追原地区農業集落 排水処理施設	分流式 (汚水)	連続流入間欠ばっ気方式	234 m ³ /日	平成 17 年度	17 年

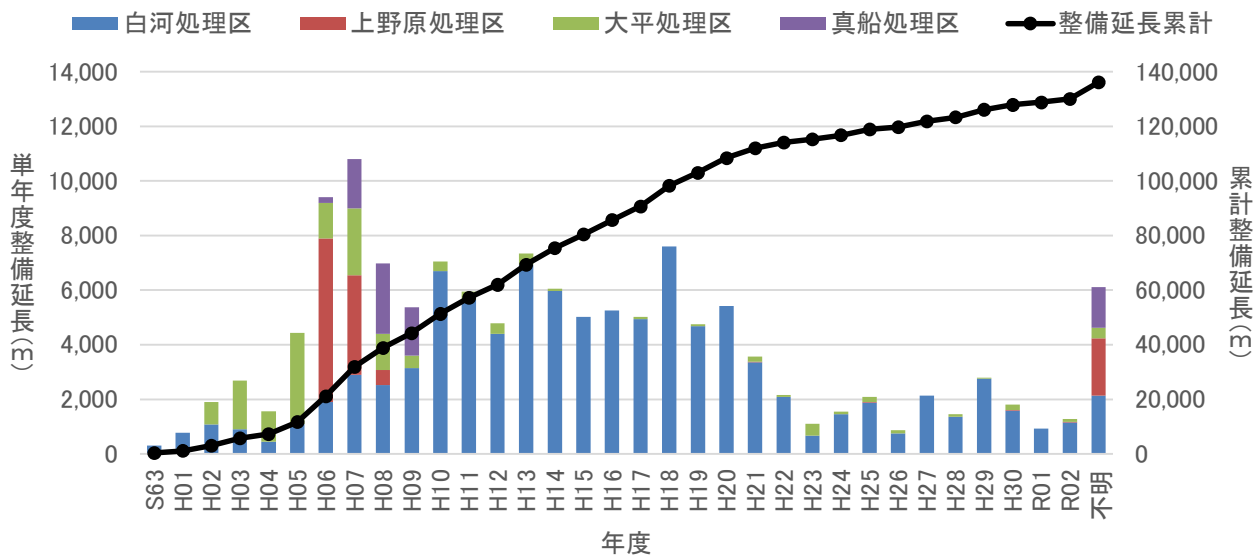


図 2-1 年度別管路施設整備延長の推移(公共下水道事業)

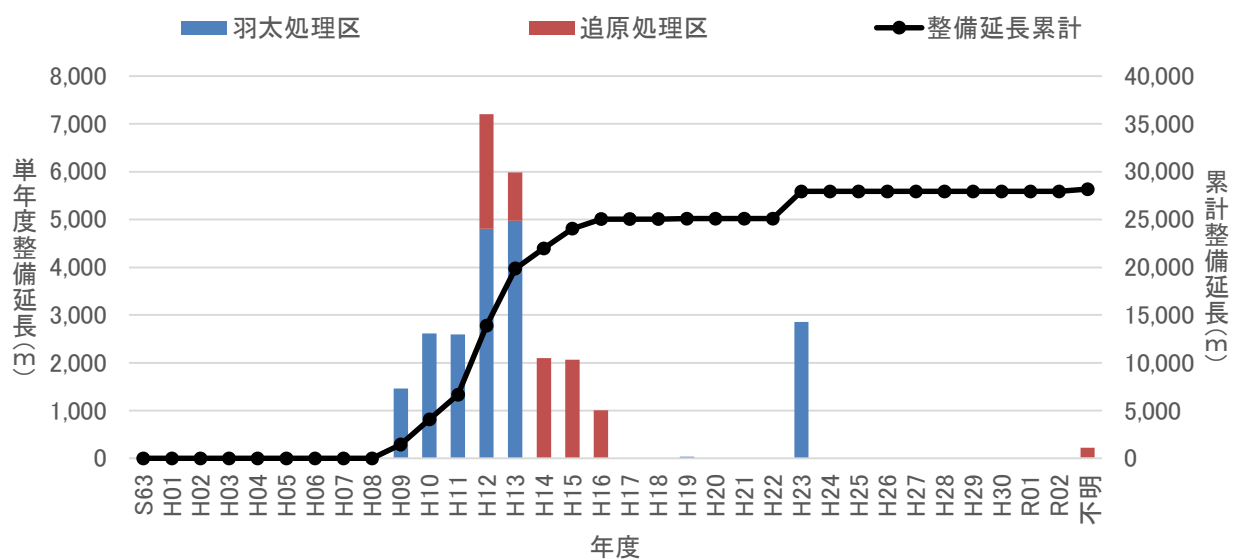


図 2-2 年度別管路施設整備延長の推移(農業集落排水事業)

② 法適・非適の区分

公共下水道事業、農業集落排水事業は、令和 2 年 4 月 1 日より地方公営企業法の全部を適用しています。

③ 処理区域内人口密度

公共下水道、農業集落排水の処理区域内人口密度は次に示すとおりです。

表 2-6 処理区域内人口密度

事業	処理区域面積	処理区域内人口	処理区域内人口密度
公共下水道	738ha	15, 852 人	21 人／ha
農業集落排水	282ha	1,426 人	5 人／ha

④ 処理区または地区数・処理場数・流域下水道等への接続の有無

公共下水道は、隣接する白河市と共同処理する処理区が 1 つ(白河処理区)あり、処理場は白河市に 1 か所あります。農業集落排水は 2 地区あり、処理場が 2 か所あります。

表 2-7 処理区または地区数・処理場数

事業	処理区または地区数	処理場数
公共下水道	1 処理区 単独公共下水道(白河処理区)	1 か所 (白河市)
農業集落排水	2 地区 (羽太地区、追原地区)	2 か所

⑤ 広域化・共同化・最適化実施状況

公共下水道については、隣接する白河市との共同化により事業を実施しています。

平成 27 年度には、単独公共下水道で事業を実施していた大平処理区を公共下水道の白河処理区に編入、令和 2 年度、令和 3 年度には、農業集落排水事業で汚水処理を実施していた上野原地区、真船地区を公共下水道に編入させて、共同化エリアの拡大や、処理場に関する維持管理費の削減など、事業の効率化を図っています。

(2) 使用料

下水道使用料は、公共下水道事業と農業集落排水事業で同一の料金を設定しており、表 2-8 に示す通り基本料金と污水排水量に応じた従量制、さらには污水排水量の増加に応じて従量料金を変動させる累進制を採用しています。使用料対象経費は、污水处理費の維持管理費全部と資本費の一部となっており、資産維持費は含まれておりません。直近の料金改定は令和元年 10 月に実施しており、消費税率が 10%に引き上げられたことに伴うものです。

表 2-8 公共下水道及び農業集落排水施設使用料(2 ヶ月あたり・税抜き)

用途別	基本使用料 (1 使用月につき)	【超過使用料】 汚水量	【超過使用料】 1 立方メートルにつき
一般排水	20 m ³ まで 2,400 円	21～50 m ³	130 円
		51～100 m ³	140 円
		101～200 m ³	160 円
		201 m ³ ～	180 円

使用状況	一般污水
水道水のみ	水道使用水量
井戸水のみ	一世帯の人数×6 立方メートル(1 ヶ月 当り)
水道水・井戸水の併用	(一世帯の人数×3 立方メートル)＋水道使用水量
その他	水道水等を製品(製氷、清涼飲料水、醸造業等)として使用している場合は申告により別途汚水量を認定

令和 2 年度における污水处理費(維持管理費＋資本費)に対する使用料の割合(経費回収率)は、公共下水道で 98.08%、農業集落排水で 77.30%であり、使用料不足分は、一般会計からの基準外繰入金等により補てんしている状況です。

表 2-9 に西郷村の過去 2 年度分の条例上の使用料(20 m³あたり)と実質的な使用料(20 m³あたり※)の比較を示しています。総務省は、継続して安定した下水道事業経営を行うための使用料基準を 3,000 円／20 m³としていますが、西郷村は基準に達していない状況です。

※実質的な使用料(20 m³あたり) 使用料収入(円)／有収水量(m³)×20(m³)

表 2-9 条例上の使用料・実質的な使用料(1 ヶ月あたり・税抜き)

項目	公共下水道		農業集落排水	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	2,928 円	2,929 円	2,719 円	2,735 円

(3) 組織

① 部門別職員数

部門別職員数は、次に示すとおりです。下水道事業に係る職員は、全5名(うち3名は下水道事業会計で給与を計上)です。

今後、未普及対策事業の推進、浸水対策・地震対策、老朽化対策、施設の老朽化に伴う維持管理作業の増加、健全な事業経営に向けた適正な下水道使用料水準の検討等、現状以上の業務量が予想され、下水道事業の適正な運営のため、組織の見直し、定数管理等が必要になります。

② 事業運営組織

現在、下水道事業は「上下水道課」の「業務係」及び「下水道施設係」で執り行っています。

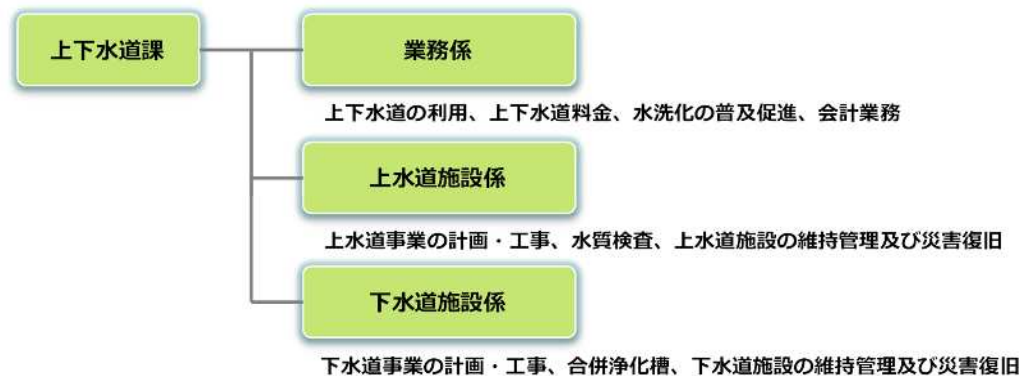


図 2-3 組織図

2-2 民間活力の活用等

(1) 民間活用の状況

① 民間委託

汚水処理及び施設設備の維持管理を以前より民間維持管理会社に委託しており、令和4年10月以降は、西郷村水道事業及び工業用水道事業と共同で、委託発注を行っています。

また、令和3年10月より、西郷村水道事業と共同して、下水道使用料徴収業務、排水設備計画申請受付事務及び排水設備竣工検査業務等を一体の業務委託で発注しています。

② 指定管理者制度

採用はありません。

③ PPP・PFI

採用はありません。

(2) 資産活用の状況

① エネルギー利用

採用はありません。

② 土地・施設等利用(未利用土地、施設活用等)

採用はありません。

2-3 経営比較分析表を活用した現状分析

下水道事業の経営状況について、全国平均、類似団体平均、福島県県南地区等の各事業体との比較を行いながら実施するために「経営比較分析表(令和3年度決算)」の経営指標を活用して示しています。

類似団体は、公共下水道は195団体、農業集落排水は675団体です。福島県県南地区における公共下水道実施団体は、白河市、矢吹町、棚倉町のみであり、かつ地方公営企業法適用は白河市のみであるため、西郷村と同等規模の事業を実施している山形県庄内町、福島県田村市、茨城県常陸大宮市、茨城県小美玉市、新潟県魚沼市を加えて比較しています。農業集落排水事業は、福島県県南地区の各事業体との比較としています。

表 2-10 公共下水道の類似団体

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	35
	75人/ha以上		Ab	29
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	49
		30年未満	Ac2	3
3万以上	50人/ha未満		Ad	55
	100人/ha以上		Ba	7
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	24
		30年未満	Bb2	3
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	56
		30年未満	Bc2	19
3万未満	50人/ha未満	30年以上	Bd1	147
		30年未満	Bd2	30
	75人/ha以上		Ca	2
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	22
		15年以上	Cb2	24
		15年未満	Cb3	12
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	131
		15年以上	Cc2	181
		15年未満	Cc3	30
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	89
		15年以上	Cd2	195
		15年未満	Cd3	12

表 2-11 農業集落排水の類似団体

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	F1	181
15年以上	F2	675
15年未満	F3	23



福島県 県南地域 団体名
白河市
矢吹町
泉崎村
中島村
棚倉町
鮫川村
塙町
矢祭町

図 2-4 福島県県南地域の団体

(1) 経常収支比率

【指標の算定式】

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

【指標の意味】

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられます。また、経常収益(総収益)について、使用料以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要があります。一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりで 100%に近づいていれば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があります。

【西郷村の状況】

公共下水道事業は 129.09%、農業集落排水事業は 142.49%でいずれも 100%以上となり、単年度の収支は黒字です。全国平均、類似団体平均、福島県県南地区等の団体と比較して、高い水準です。しかしながら、公共下水道、農業集落排水ともに、使用料収入以外の一般会計からの繰入れに大きく依存しており、これにより黒字化が実現されています。

そのため、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、経費回収率等の他の指標を合わせて経営状況を判断し、必要に応じて経営改善に向けた、水洗化率の向上や使用料水準の見直しなどの取組を行う必要があります。

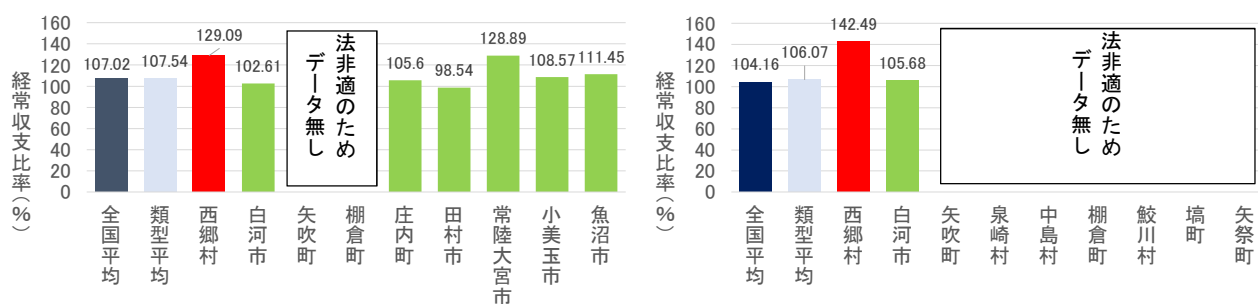


図 2-5 経常収支比率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

(2) 累積欠損金比率

【指標の算定式】

$$\text{累積欠損金比率}(\%) = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が 0%の場合であっても、使用料収入が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり数値が高くなることが想定されますが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。

【西郷村の状況】

公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、累積欠損金が発生していません。

累積欠損金が生じ、かつ資金不足比率が 20%を超えた場合、経営健全化計画を策定するとともに、総務大臣や県知事の許可を受けないと企業債の発行が認められない状況に至る可能性がありますので、今後も累積欠損金を生じさせないような経営に取り組んで行く必要があります。

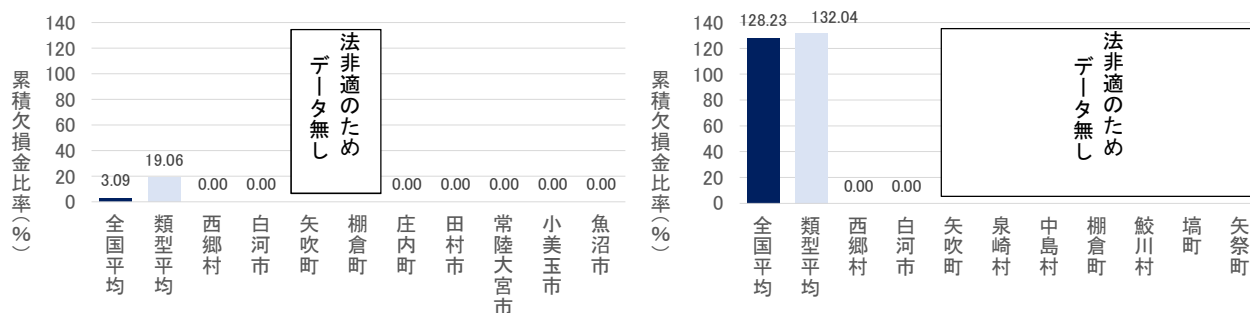


図 2-6 累積欠損金比率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

(3) 流動比率

【指標の算定式】

$$\text{流動比率}(\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示し、100%以上であることが必要となります。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が100%を上回っている場合であっても、現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。また、当該指標が100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要です。

【西郷村の状況】

公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、流動比率が100%未満の状況です。ただし、過年度借入した企業債の元金償還費については、当該年度の下水道使用料等を財源としているため、流動比率が100%未満であっても債務不履行となる可能性は現状低いと考えています。

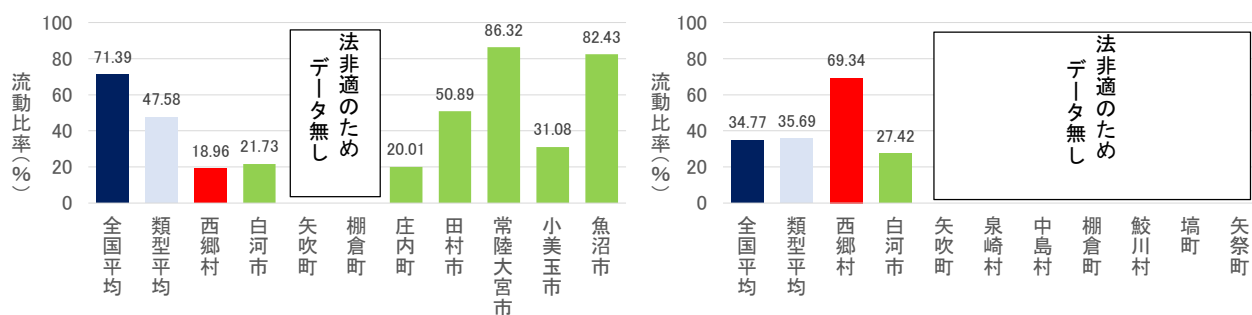


図 2-7 流動比率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

(4) 企業債残高対事業規模比率

【指標の算定式】

$$\text{企業債残高対事業規模比率}(\%) = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられています。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できなければなりません。分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられます。

【西郷村の状況】

企業債残高対事業規模比率については、公共下水道事業で 553.6%、農業集落排水事業は 0 % となっています。公共下水道事業は、類似団体平均等と比較して低い水準であります。現状施設の改築・更新が本格化しておらず、大規模な企業債借入に基づく事業実施は予定されていませんが、今後改築・更新事業が本格化する際に、借入れる企業債の額、施設・設備の老朽化リスク等を考慮して効率的・効果的な投資を実施していく必要があります。

農業集落排水事業は一般会計からの繰入に依存しており、一般会計の負担を軽減するため、使用料水準の見直しや接続率向上に取り組む必要があります。

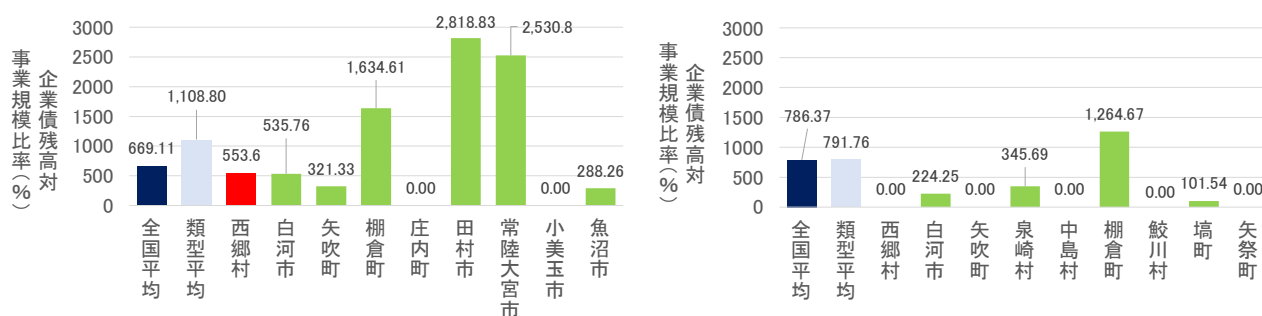


図 2-8 企業債残高対事業規模比率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

(5) 経費回収率

【指標の算定式】

$$\text{経費回収率}(\%) = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要です。分析に当たっては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられます。また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり、当該指標が 100%未満となる場合が想定されますが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。

【西郷村の状況】

経費回収率は、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに 100%を下回っており、全国平均、類似団体平均、福島県県南地区等の団体と比較しても、高い水準とは言えない状況です。特に、農業集落排水事業では全国平均、類似団体平均、福島県県南地区等の各団体値を下回っています。経費回収率が 100%を下回る原因は、污水处理に要する維持管理費と資本費(企業債等利息や減価償却費)を使用料収入で賄えていないことにあります。今後は、使用料水準の適正化に向けて分析を進め、費用負担区分を明確にしつつ、経費回収率改善に向けた取組を行う必要があります。

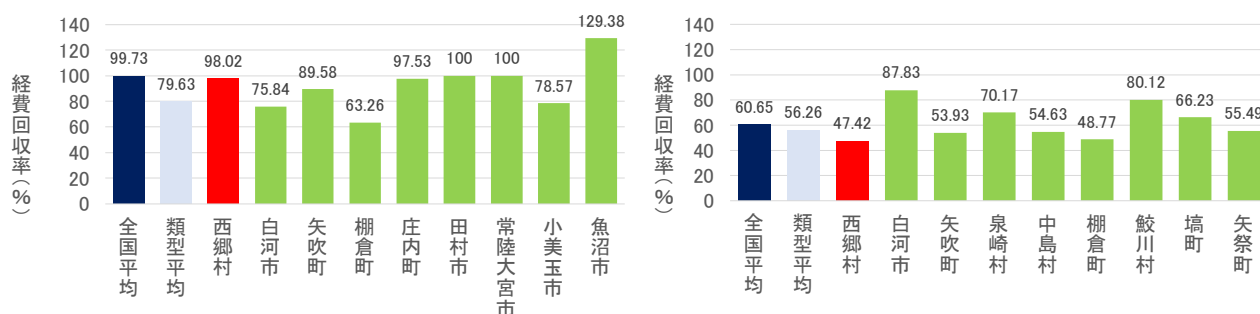


図 2-9 経費回収率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

(6) 汚水処理原価

【指標の算定式】

$$\text{汚水処理原価(円)} = \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

【指標の意味】

有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

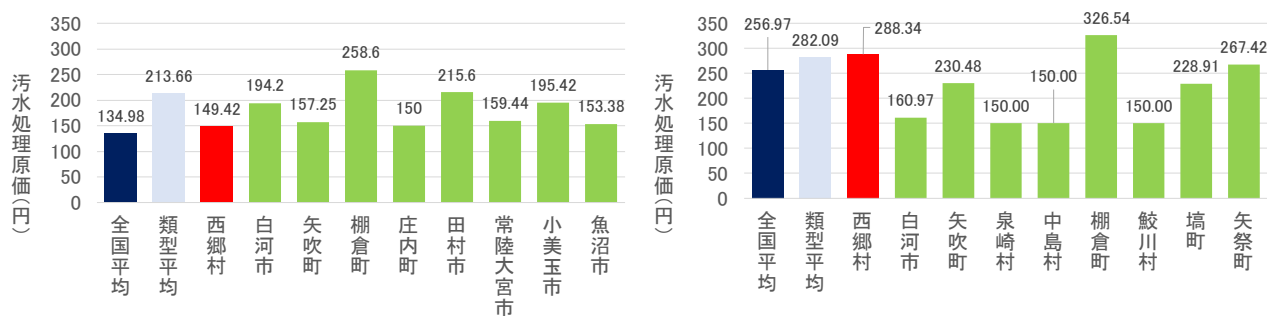
【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できなければなりません。また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要があります。また、分析及び統計を基に、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。分析に当たっての留意点として、供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過小となり、高い数値を示す場合があります。また、地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることも想定されますが、このような場合には、より最適な処理方法を検討し実施するといった経営改善が必要となります。

【西郷村の状況】

公共下水道事業の汚水処理原価は、149.42 円と全国平均値より高い数値を示しており、その要因として汚水処理に係る資本費（企業債等利息や減価償却費）が高いことに加え、使用料の見直しをこれまで行っていないことにより、十分な使用料収入が確保できていないことが考えられます。将来的に変動する汚水処理費や年間有収水量を予測しつつ、使用料水準の適正化についての検討や水洗化率の向上に向けた取組を進める必要があります。

農業集落排水事業の汚水処理原価は、288.34 円と全国平均、類似団体平均値より高い数値を示しており、公共下水道事業と同様に、使用料水準の適正化についての検討や水洗化率の向上に向けた取組を進める必要があります。



※法適事業は税抜き、法非適事業は税込みで表記

図 2-10 汚水処理原価(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

（7）施設利用率

【指標の算定式】

$$\text{施設利用率}(\%) = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要となります。分析に当たっての留意点として、当該指標は、1日に施設に汚水を処理した平均値を用いていることから、当該団体の特有の事情により、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があると考えられます。数値が低く、施設が遊休状態又は過大なスペックとなっている場合には、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、必要に応じて、近隣施設（他団体の施設を含む。）との統廃合等を行い、適切な施設規模を維持する必要があります。

【西郷村の状況】

公共下水道事業は単独公共下水道等の処理場を有していないため0%になっています。農業集落排水事業の施設利用率は、全国平均、類似団体平均値を下回っており、処理場の処理能力に比較して流入する水量が少ないことが要因として考えられます。今後は適切な施設規模となるよう接続率の向上等に取り組む必要があります。

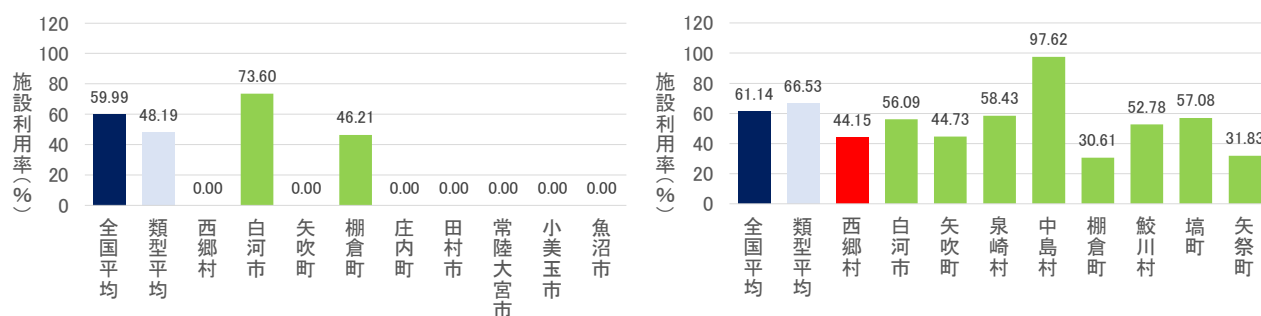


図 2-11 施設利用率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

(8) 水洗化率

【指標の算定式】

$$\text{水洗化率}(\%) = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。分析に当たっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管きよを整備することが、地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要です。

【西郷村の状況】

公共下水道事業の水洗化率は、全国平均、類似団体平均、福島県県南地区等の団体と比較して、同等程度もしくは高い水準にあります。公共下水道事業は毎年度整備区域を拡大しており、一般的に整備完了後すぐに下水道に接続しない家庭が多いため、新たな供用区域について早期接続を啓発すると共に、未接続者の実態等を把握し、水洗化の普及促進に向けた取組を進めていく必要があります。

農業集落排水事業の水洗化率は、全国平均、類似団体平均と比較して、低い水準にあります。未接続者の実態等を把握し、水洗化の普及促進に向けた取組を進めていく必要があります。

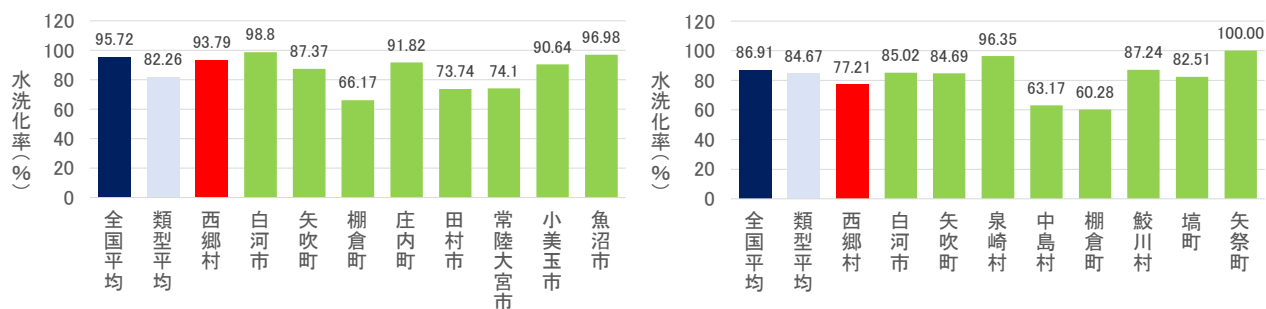


図 2-12 水洗化率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

(9) 有形固定資産減価償却率

【指標の算定式】

$$\text{有形固定資産減価償却率}(\%) = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられています。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できなければなりません。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができます。また、他の老朽化の状況を示す指標である管きょ老朽化率や管きょ改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要です。

【西郷村の状況】

公共下水道事業、農業集落排水事業ともに全国平均、類似団体平均を下回っておりますが、これは資産取得からの経過年数が短く、減価償却累計額が小さいためです。

公共下水道事業、農業集落排水事業の各種施設は、まだ更新時期にないことから、将来想定される改築更新に向けて、計画的かつ効率的な維持修繕により対応することとしています。

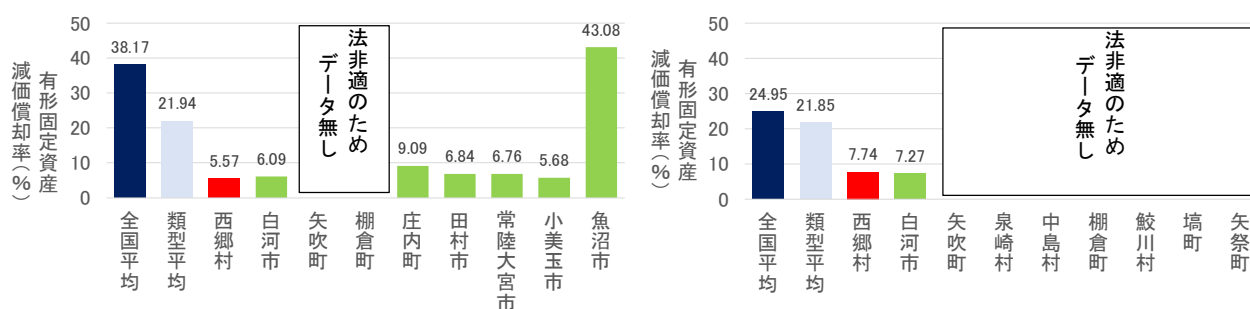


図 2-13 有形固定資産減価償却率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

(10) その他の指標

① 普及率

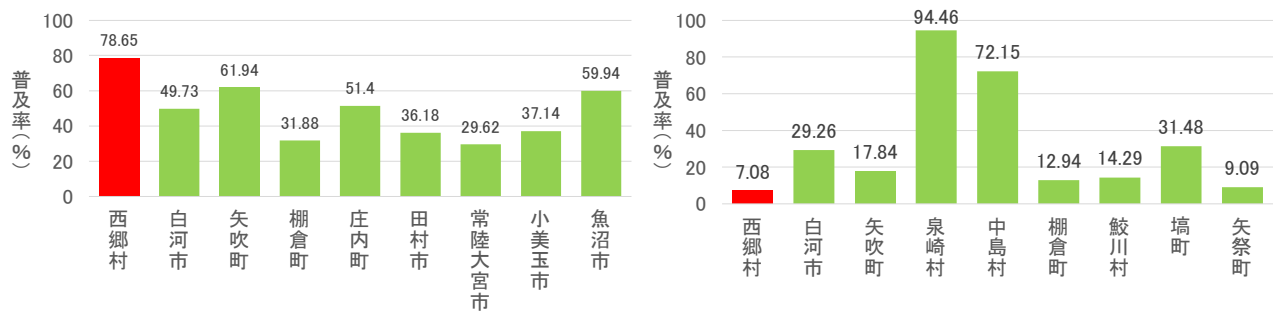
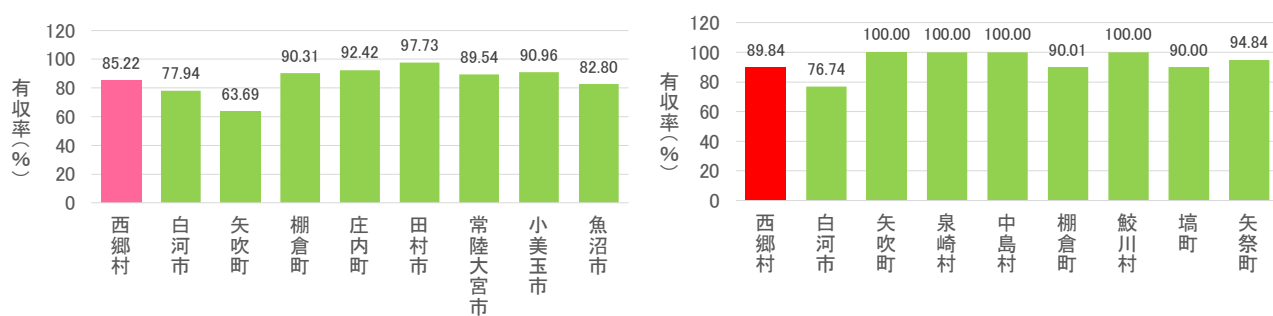


図 2-14 普及率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

② 有収率



※西郷村公共下水道事業の有収率は、白河市との負担金計算資料の数値を採用

図 2-15 有収率(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

③ 1 か月 20 m³当たり家庭料金(税込み)

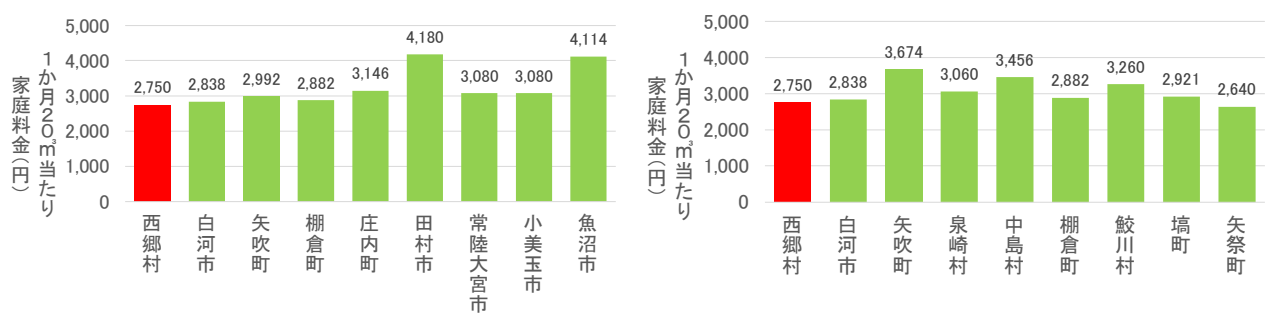


図 2-16 1 か月 20 m³当たり家庭料金(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

④ 処理区域内人口密度

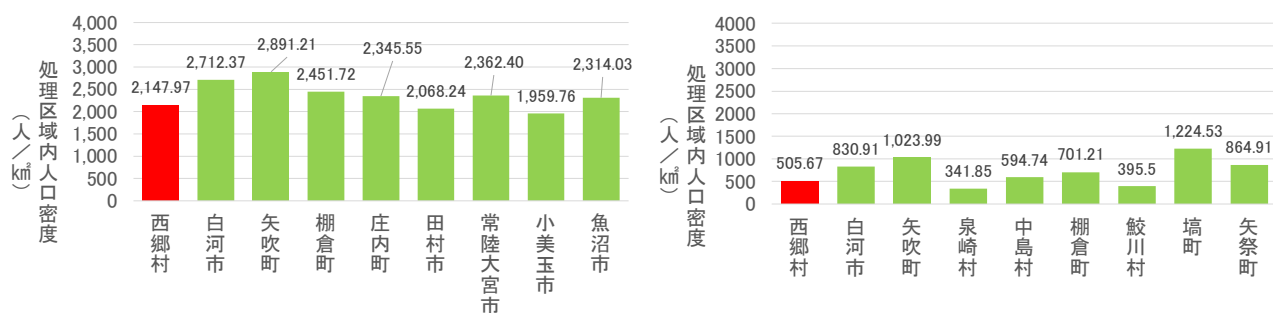


図 2-17 処理区域内人口密度(左:公共下水道事業、右:農業集落排水事業)

第3章 将来の事業環境

3-1 人口の予測

(1) 行政区域内人口

行政区域内人口の推計値は、下水道全体計画との整合を図り、「西郷村 第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略 令和2年3月」(以下人口ビジョンとする)における将来人口推計値を採用しています。人口ビジョンでは、将来人口について、西郷村民の将来に希望する子供の数(2.45)の確保と、「福島県人口ビジョン」に示される、福島県民の希望出生率(2.11 人)の実現を目指すことを基本に推計しています。人口ビジョンにおける、将来展望としては、令和22年に20,000人以上、令和42年に18,000人以上を目指しています。人口ビジョンでは、シミュレーション①、②が示されていますが、本経営戦略では下位推計となるシミュレーション②を採用して行政区域内人口の推計を行っています。

行政区域内人口は、令和5年度をピークに減少傾向であり、20年後の令和25年度では、令和5年度比較で約5%人口が減少すると予測されています。

人口の減少に伴い、下水道においても水洗化人口の減少、有収水量の減少が危惧され、将来的に使用料収入の減収が見込まれます。今後、下水道事業を継続させていくためには、適切な費用負担の考え方に基づき、使用料収入の増加を視野に入れた施策が求められます。

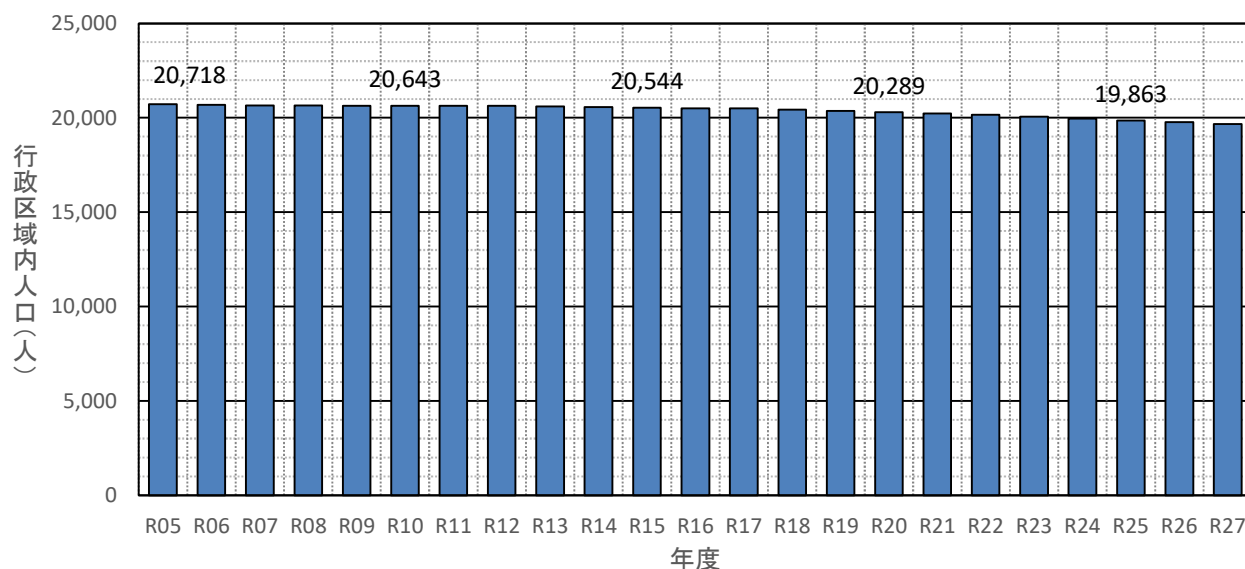


図 3-1 行政区域内人口の推計

(2) 処理区域内人口

【公共下水道】

処理区域内人口は、未普及対策事業の推進による人口増加を加味して推計を行います。令和3年度における未普及対策事業での処理区域内人口増加、整備面積は次に示すとおりです。

未普及対策事業については、令和4年度、令和5年度はマンホールポンプの整備等で、整備面積、処理区域内人口の増加は見込めません。令和6年度以降は、令和10年度までの期間で10百万円/年の事業を予定しています。

表 3-1 未普及対策事業による処理区域内人口増加算定原単位

項目	説明	内容
令和3年度末時点の処理区域内人口	①	15,852 人
令和2年度末時点の処理区域内人口	②	15,120 人
令和3年度整備による処理区域内人口	③=①-②	732 人
令和3年度整備面積	④	21.5ha
整備原単位	⑤=③÷④	34.0 人/ha
令和3年度決算における建設改良費・工事請負費	⑥	79,783,000 円(税抜き)
1ha 当り整備費	⑦=⑥÷④	3,710,837 円/ha

表 3-2 未普及対策事業による処理区域内人口増加算定結果

項目 \ 年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(百万円)	22	29	10	10	10	10	10
1ha 当り整備費	3,710,837 円/ha						
整備面積(ha)	MP 整備等で増加なし		2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
整備原単位	34.0 人/ha						
処理区域内人口増加(人)	MP 整備等で増加なし		91	91	91	91	91

処理区域内人口は、年度毎の行政区域内人口予測値に令和3年度末の処理人口普及率(総人口÷処理区域内人口)を乗じることで算出される整備済み区域の処理区域内人口に、上記で算定した処理区域内人口増加を加算して算出します。

未普及対策事業により、令和10年度までは処理区域内人口は増加傾向を示します。その後は、行政区域内人口の推計と同様に、減少傾向を示していきます。20年後の令和25年度では、ピーク時である令和10年度比較で約4%処理区域内人口が減少すると予測されています。

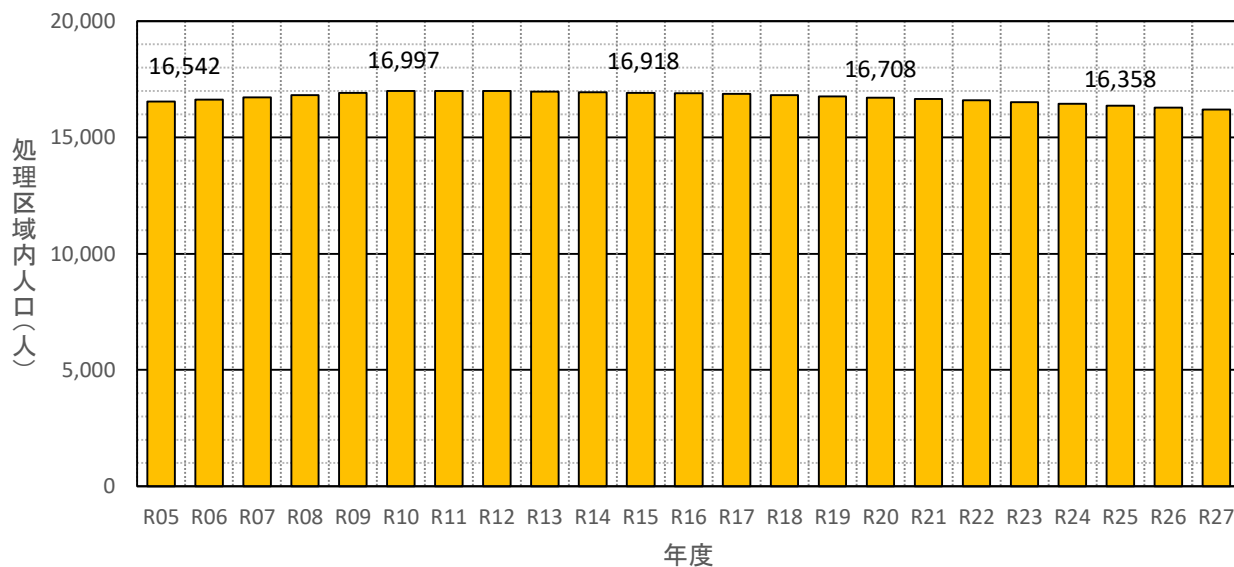


図 3-2 公共下水道の処理区域内人口の推計

【農業集落排水】

農業集落排水については、今後新規整備を見込まないものとして、年度毎の行政区域内人口予測値に令和3年度末の処理人口普及率(総人口÷処理区域内人口)を乗じることで算出します。

行政区域内人口の推計と同様に、減少傾向を示していきます。20年後の令和25年度では、ピーク時である令和5年度比較で約4%処理区域内人口が減少すると予測されています。

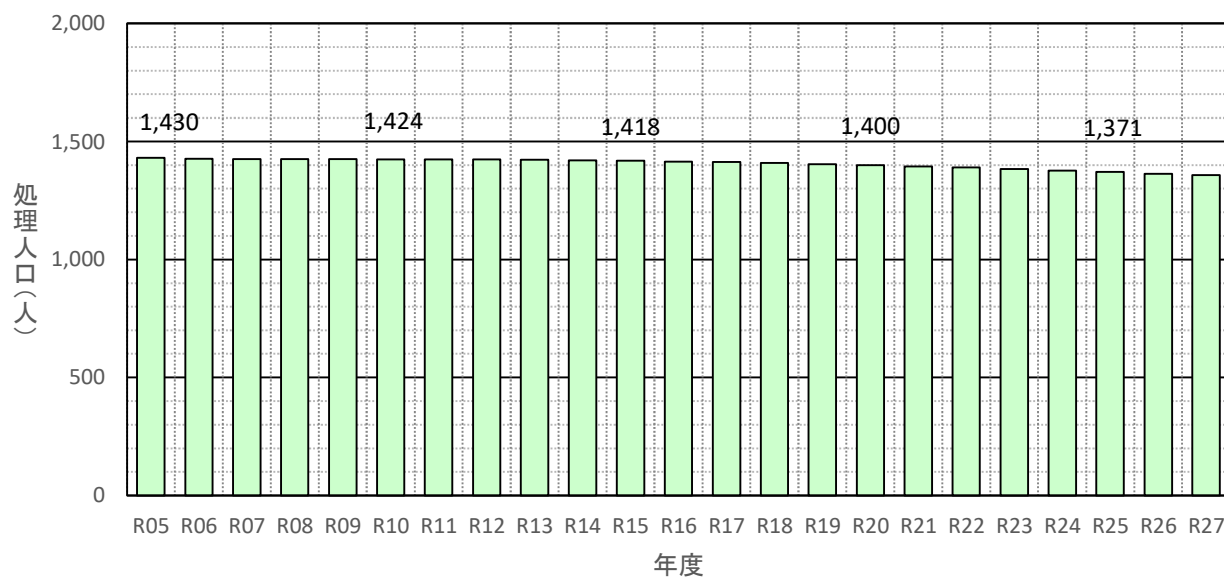


図 3-3 農業集落排水の処理区域内人口の推計

(3) 水洗化人口

【公共下水道】

水洗化人口の推計値は、水洗化率の目標に応じて、処理区域内人口を乗じることにより算出します。

処理区域内人口と同様に、未普及対策事業により、令和 10 年度までは水洗化人口は増加傾向を示します。その後は、行政区域内人口の推計と同様に、減少傾向を示していきます。水洗化率を向上させることで水洗化人口の増加が見込まれるので、今後も水洗化促進に向けた下水道としての取り組みがより一層求められます。

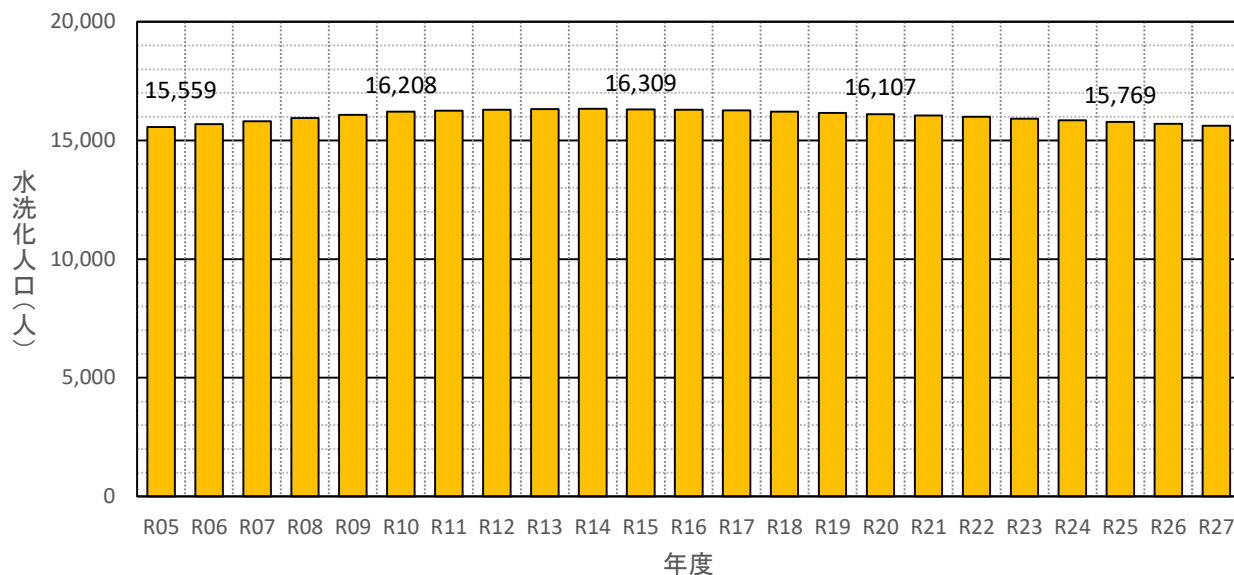


図 3-4 公共下水道の水洗化人口の推計

表 3-3 公共下水道の水洗化率の推移

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
公共下水道	89.9%	89.3%	89.2%	89.5%	90.4%	93.3%	95.1%	93.8%

【農業集落排水】

水洗化人口の推計値は、水洗化率の目標に応じて、処理区域内人口を乗じることにより算出します。

令和 14 年度までは、水洗化率の向上に伴い増加傾向を示しますが、その後は、行政区域内人口の推計及び処理区域内人口の推計と同様に、水洗化人口も減少傾向を示していきます。水洗化率を向上させることで水洗化人口の増加が見込まれるので、今後も水洗化促進に向けた下水道としての取り組みがより一層求められます。



図 3-5 農業集落排水の水洗化人口の推計

表 3-4 農業集落排水の水洗化率の推移

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
農業集落排水	70.9%	71.7%	70.9%	71.8%	72.5%	72.9%	73.7%	77.2%

3-2 有収水量の予測

【公共下水道】

有収水量の推計値は、令和 3 年度における有収水量と水洗化人口の実績値より算定した有収水量原単位(有収水量原単位($\text{m}^3/\text{人}$)=有収水量(m^3)÷水洗化人口(人))に将来の水洗化人口推計値を乗じることで算出します。

水洗化人口と同様に、未普及対策事業により、令和 10 年度までは有収水量は増加傾向を示します。その後は、行政区域内人口の推計と同様に、減少傾向を示していきます。近年の新型コロナウイルス感染症等の影響による村民の生活様式の変化を加味していない形の推計であるため、今後の生活様式の変化形態によっては、さらに有収水量が減少する可能性があります。水環境保全等の観点から、人口減少下において村民の使用水量の増加を期待することは困難であるため、水洗化人口の増加に向けた取り組み、使用料収入の増加に向けた取り組みの観点から、今後施策を考えていく必要があります。

表 3-5 有収水量原単位

項目	説明	内容
令和 3 年度有収水量($\text{m}^3/\text{年}$)	①	1,498,447
令和 3 年度水洗化人口(人)	②	14,868
有収水量原単位 ($\text{m}^3/\text{人}$)	③=①÷②	100.783

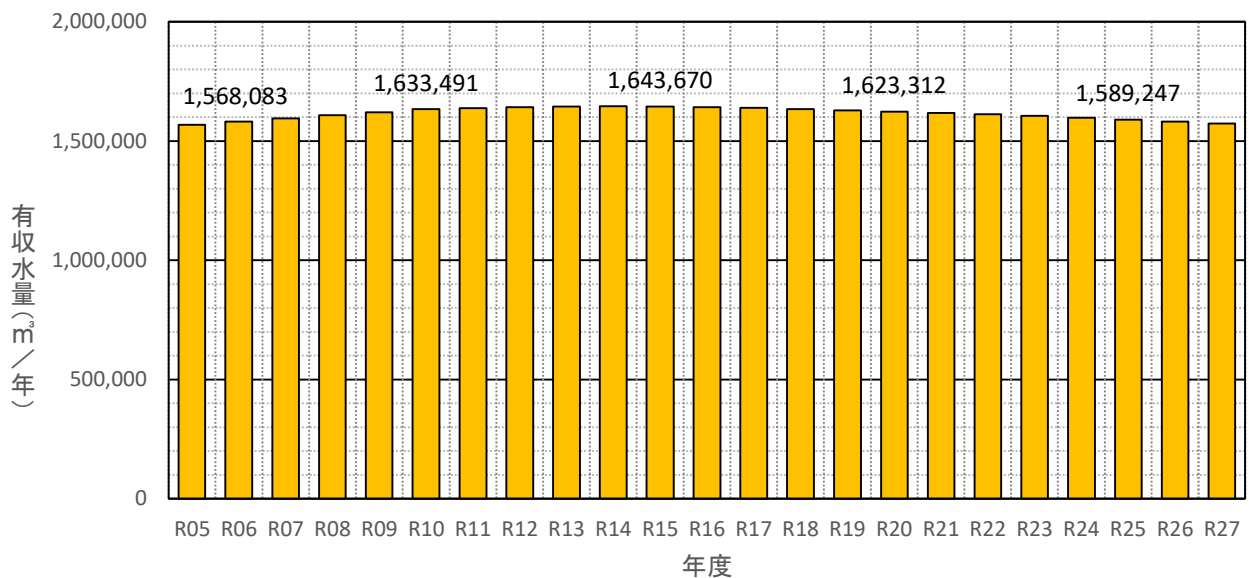


図 3-6 公共下水道の有収水量の推計

【農業集落排水】

有収水量の推計値は、令和 3 年度における有収水量と水洗化人口の実績値より算定した有収水量原単位(有収水量原単位($\text{m}^3/\text{人}$)=有収水量(m^3)÷水洗化人口(人))に将来の水洗化人口推計値を乗じることで算出します。

令和 14 年度までは、水洗化率の向上に伴い増加傾向を示しますが、その後は、水洗化人口と同様に、減少傾向を示していきます。近年の新型コロナウイルス感染症等の影響による村民の生活様式の変化を加味していない形の推計であるため、今後の生活様式の変化形態によっては、さらに有収水量が減少する可能性があります。水環境保全等の観点から、人口減少下において村民の使用水量の増加を期待することは困難であるため、水洗化人口の増加に向けた取り組み、使用料収入の増加に向けた取り組みの観点から、今後施策を考えていく必要があります。

表 3-6 有収水量原単位

項目	説明	内容
令和 3 年度有収水量($\text{m}^3/\text{年}$)	①	93,108
令和 3 年度水洗化人口(人)	②	1,101
有収水量原単位 ($\text{m}^3/\text{人}$)	③=①÷②	84.567

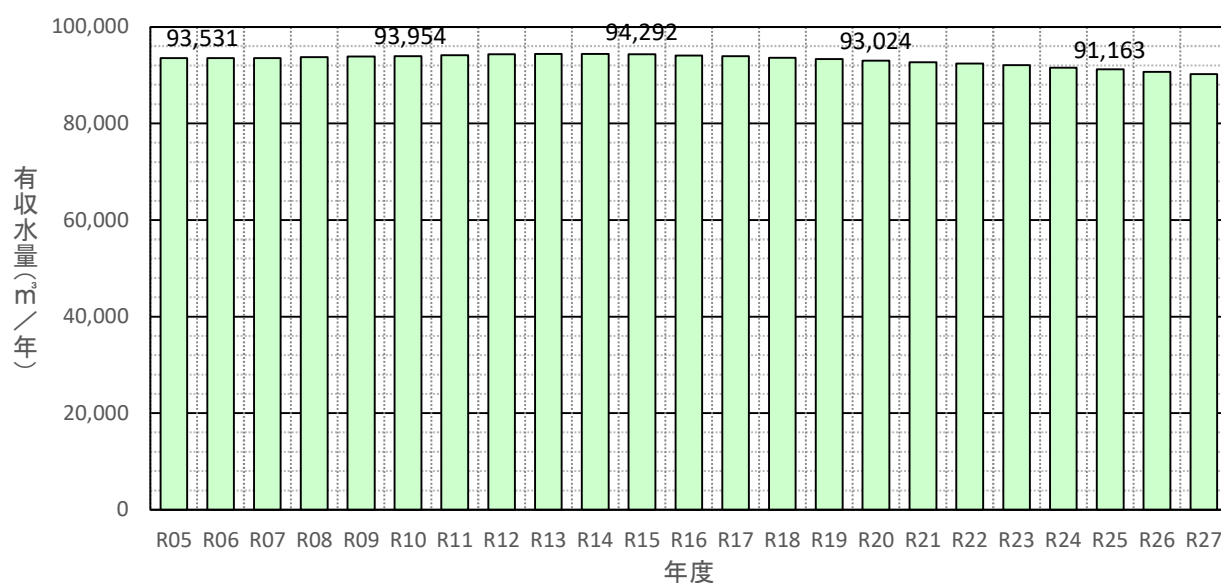


図 3-7 農業集落排水の有収水量の推計

3-3 使用料収入の見通し

【公共下水道】

使用料収入は、令和3年度の使用料単価の実績値を用いて算出します。ここで示す使用料収入の見通しは、現行の使用料単価で推移した場合を仮定しています。

有収水量と同様に、未普及対策事業により、令和15年度までは使用料収入は増加傾向を示す見込みです。その後は、行政区域内人口の推計と同様に、減少傾向を示していきます。今後の生活様式の変化形態において村民の使用水量の増加を期待することは困難であるため、使用料収入の増加に向けた取り組みを今後考えていく必要があります。

表 3-7 使用料単価

項目	説明	内容
令和3年度下水道使用料(千円)(税抜き)	①	219,466
令和3年度有収水量(m ³ /年)	②	1,498,447
使用料単価(円/m ³)	③=①÷②	146.0

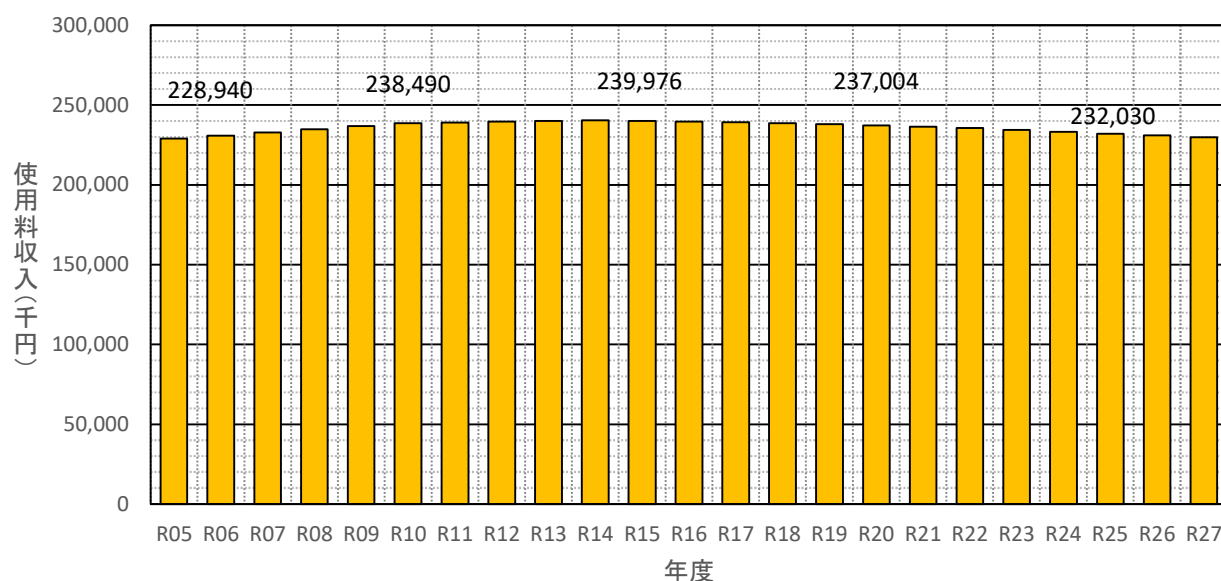


図 3-8 公共下水道の使用料収入の見通し

【農業集落排水】

使用料収入は、令和 3 年度の使用料単価の実績値を用いて算出します。ここで示す使用料収入の見通しは、現行の使用料単価で推移した場合を仮定しています。

令和 14 年度までは、水洗化率の向上に伴い増加傾向を示しますが、その後は、有収水量と同様に、減少傾向を示していきます。今後の生活様式の変化形態において村民の使用水量の増加を期待することは困難であるため、使用料収入の増加に向けた取り組みを今後考えていく必要があります。

表 3-8 使用料単価

項目	説明	内容
令和 3 年度下水道使用料(千円)(税抜き)	①	12,731
令和 3 年度有収水量(㎥/年)	②	103,633
使用料単価(円/㎥)	③=①÷②	137.0

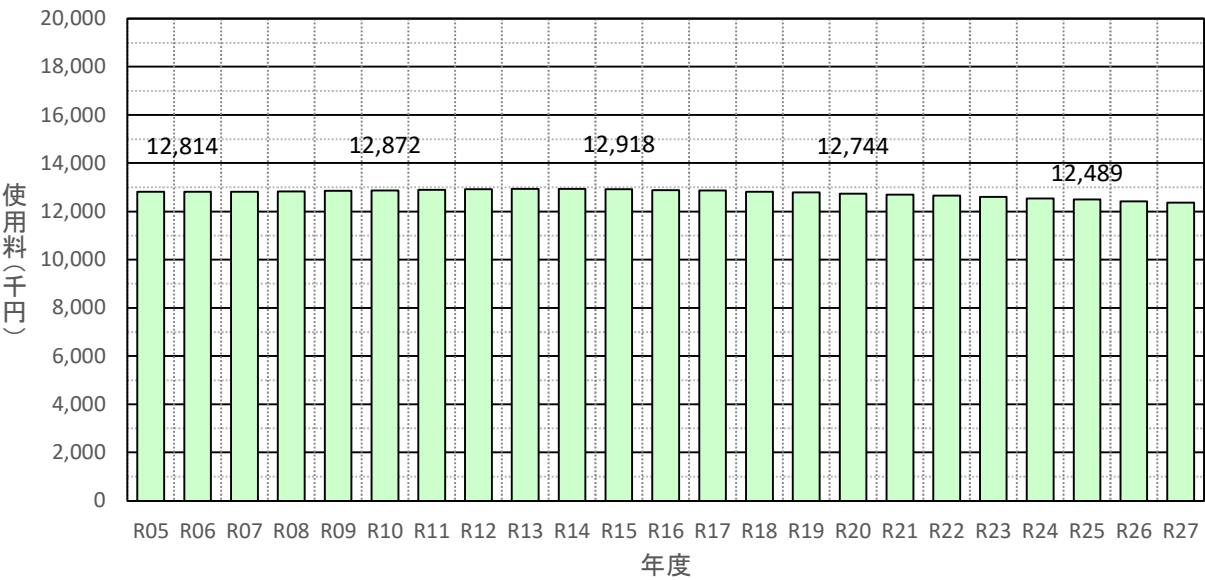
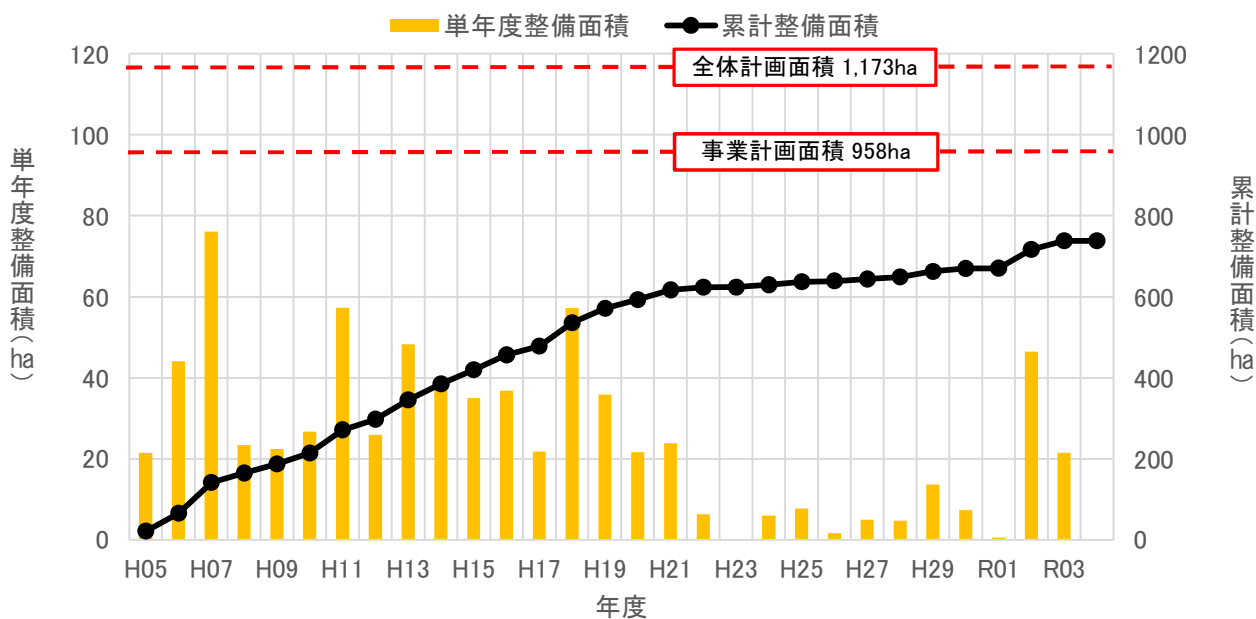


図 3-9 農業集落排水の使用料収入の見通し

3-4 施設の見通し

(1) 未普及対策

公共下水道における未普及対策は、令和3年度末時点で738.36haの整備が完了し、供用を開始しています。事業計画面積958ha、全体計画面積1,173haであり、既整備区域の1/4程度が未整備となっています。今後も、汚水処理概成に向けた取り組みを推進していく必要があります。



注) 令和2年度に上野原処理区、令和3年度に真船処理区をそれぞれ農業集落排水から公共下水道に編入させたことに伴い、各整備面積も当該年度に加算している。

図 3-10 公共下水道の年度別整備面積の推移

農業集落排水については、羽太地区は平成13年度に、追原地区は平成16年度に整備が完了し、今後新規に施設を整備する予定はありません。

(2) 老朽化対策

下水道事業会計の固定資産台帳から、耐用年数別の資産件数を示すと次のとおりとなります。元々の耐用年数が短い機械設備、電気設備は、今後10年程度で耐用年数を満了するため、それに伴う改築・更新事業の実施が予想されます。加えて、機械設備、電気設備は耐用年数が15～20年程度のため、この周期で定期的な改築・更新事業が必要となります。

耐用年数が長い、管きょ等の土木・建築施設は、20～35年後付近で耐用年数を満了する施設のピークを迎えるため、それに伴う改築・更新事業の実施が予想されます。

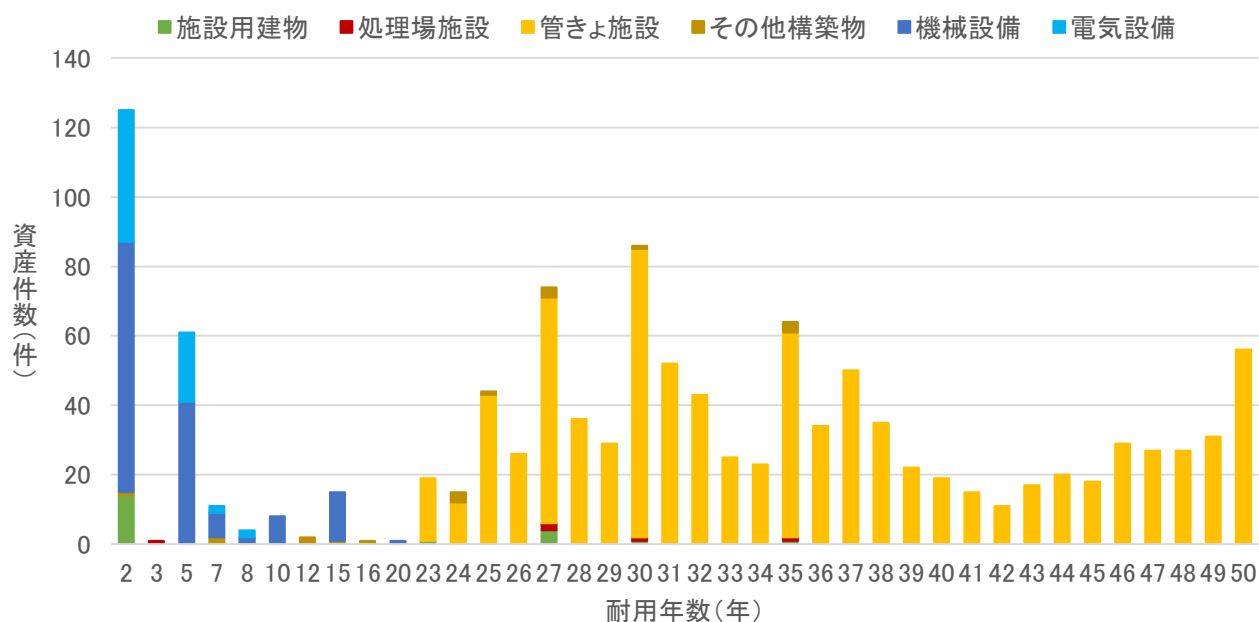


図 3-11 固定資産台帳における耐用年数別資産件数

耐用年数別の当初取得価額を示すと次のとおりとなります。機械設備、電気設備は、資産件数は多いですが単体の取得価額は小さいため、次期の改築・更新においても膨大な事業量を要するほどではないことがわかります。一方で、管きょ等の土木・建築施設は、単体の取得価額が大きいため次期の改築・更新において膨大な事業量が必要となります。今後は、ストックマネジメント計画等を通じて国の支援を計画的に活用した改築・更新計画の立案、施設延命化による改築・更新需要の平準化に努めて行くことが求められます。

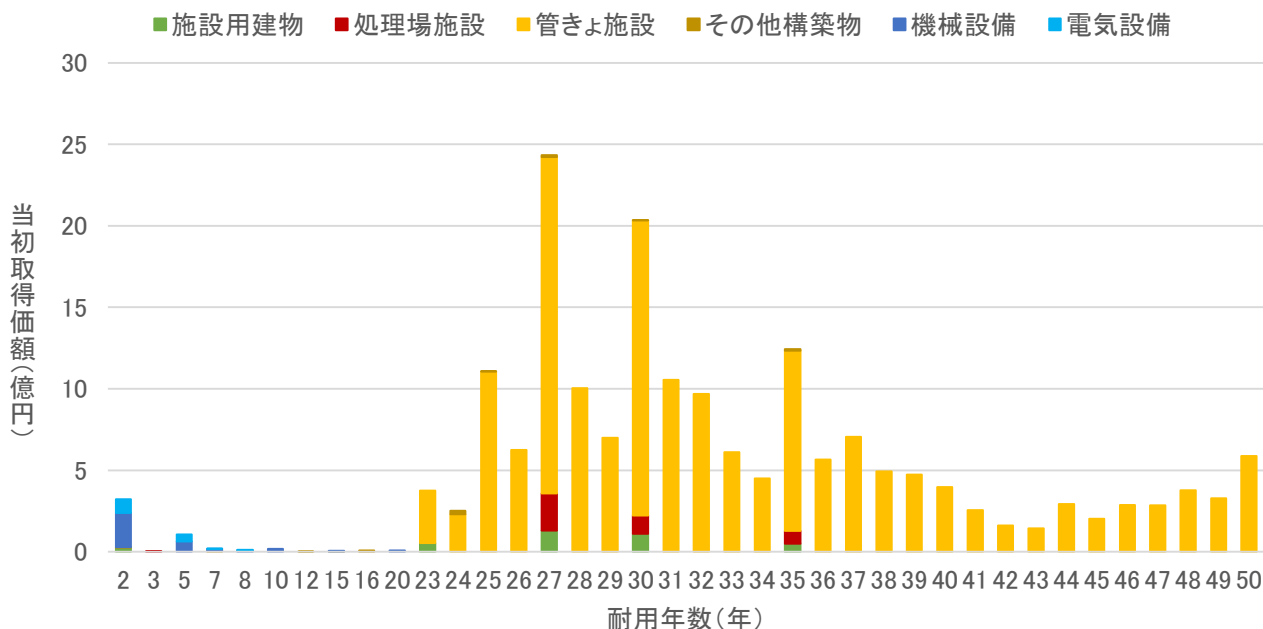


図 3-12 固定資産台帳における耐用年数別当初取得価額の集計値

3-5 組織の見通し

下水道施設建設が主体の事業である平成 11 年度からの下水道事業関係職員の推移を示します。

公共下水道では、平成 11 年度から令和元年度まで、主に建設に従事する資本勘定所属職員数が 4～5 名、主に維持管理に従事する損益勘定所属職員数が 1～2 名、総職員数は 5～6 名でしたが、令和 2 年度以降は 3～4 名と減少しています。農業集落排水では、平成 11 年度から平成 16 年度まで、主に建設に従事する資本勘定所属職員数が 1～2 名、主に維持管理に従事する損益勘定所属職員数が 1～2 名、総職員数は 2～3 名でしたが、平成 19 年度以降は 1 名で推移し、令和 3 年度は 0 名となっています。

今後は、整備した施設・設備の老朽化が懸念され、本格的な改築・更新の時期を迎える際には、施設整備のピーク時と同等程度の業務量が生じ、これを担う担当職員の配置が求められることが予想されるため、定期的な職員増員の調整が必要となります。

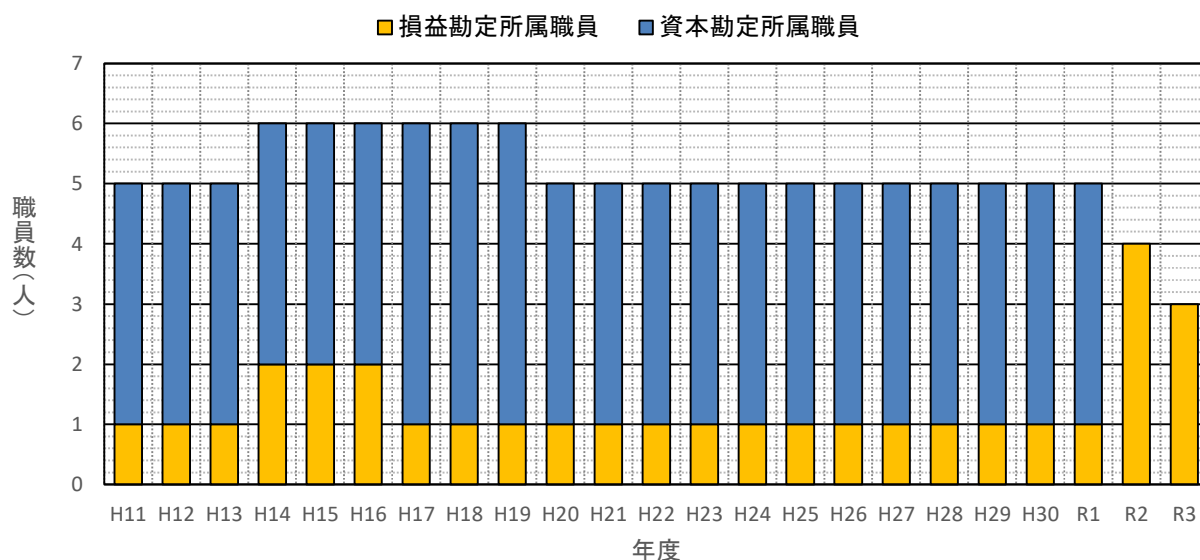


図 3-13 公共下水道関連職員数の推移

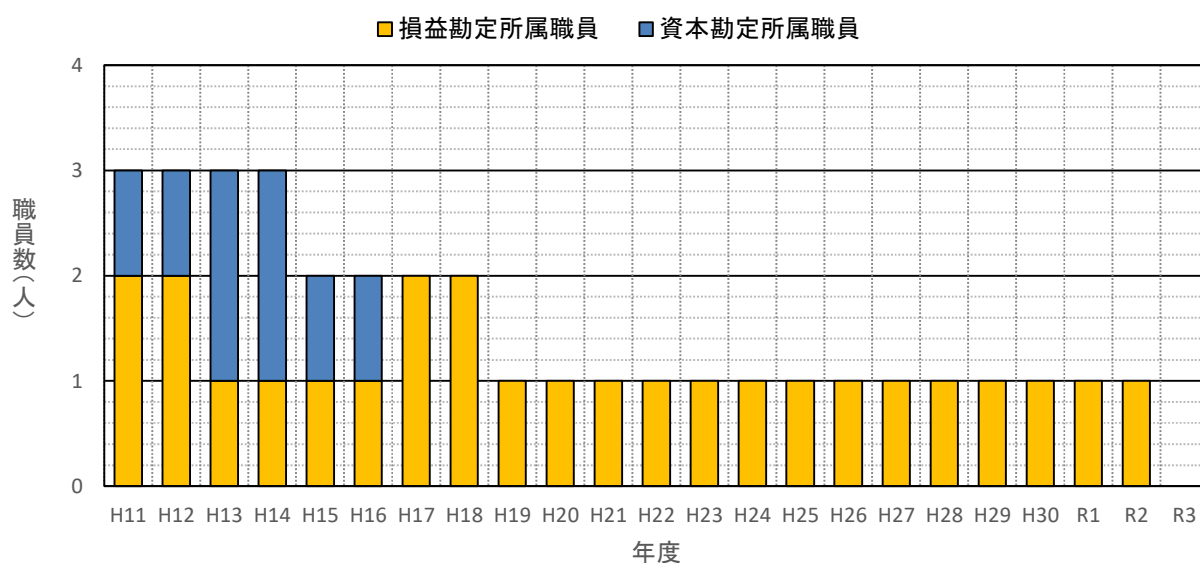


図 3-14 農業集落排水関連職員数の推移

第4章 経営の基本方針

4-1 基本方針

西郷村のマスタープランである「西郷村第四次総合振興計画」では、中長期的に村がめざす将来像を『～人と自然が輝き 笑顔を未来へとつなぐ～「さわやか高原公園都市」にしごう』として定め、これを実現するために重点的に取り組む施策を示しています。下水道事業に関する個別施策としては、「基本目標4 快適に暮らし、利便性の高いむらづくり(分野:都市基盤整備)」において、「4-2-1 汚水の適正処理」、「4-2-2 水の安定供給と水質監視」、「4-2-3 上下水道事業の安定経営」、「4-2-4 スtockマネジメントの推進」が示されています。

経営戦略における基本方針は、「西郷村第四次総合振興計画」と整合を図り次のとおり設定しました。

- ☑汚水処理の適正化 :汚水処理の概成による住民の生活環境の向上をより一層目指し、地域特性に応じた適正な処理方式の採用による普及促進に努めます。
- ☑経営の安定化 :将来にわたり公共用水域の水質保全、住民の生活環境の保全に努める必要があるため、安定した経営基盤のもと、下水道事業を永続させなくてはなりません。当期純利益の確実な確保、適正な使用料設定、一般会計への負担低減等に努めます。
- ☑施設管理の最適化 :現有施設、設備について、予防保全的に管理することで、長期間の供用を目指し、投資の平準化、適切な投資時期の検討等を通じて、施設管理の最適化に努めます。



図 4-1 西郷村下水道事業経営戦略の基本方針

4-2 経営戦略における目標

(1) 数値目標

経営戦略における目標を次のとおり設定します。

表 4-1 数値目標

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)	概要
一般会計繰入金のうち基準外繰入金の割合	72.0%(※)	69.0%	総務省の一般会計繰出基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）の削減に努める。
使用料単価	145.5 円	157.5 円	早急に使用料改定の検討に着手する。 計画期間内に定期的に使用料改定の検討を行い、総務省の基準である「150 円/㎡」に達するよう努める。
水洗化率	92.4%	95.0%	未接続の解消による水洗化の普及促進と、下水道使用料収入の増加に努める。
経費回収率	71.1%(※)	73.3%	公費による負担区分との調整を図り、段階的に適正な使用料水準となるように検討する。

(※): 令和 5 年度から白河市との負担金の計算方法が変更となるため、令和 3 年度実績値ではなく令和 5 年度予測値を示しています。

(2) 各数値目標の設定について

地方公営企業は使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としています。しかしながら、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを表す指標である経費回収率(下水道使用料÷汚水処理費×100)について、西郷村は 100%を下回っており、使用料収入で賄えていない部分に対しては一般会計からの繰入金で補てんしています。

表 4-2 経費回収率の実績

事業	実績値(令和3年度)
全体	71.1%(※)
公共下水道事業	73.7%(※)
農業集落排水事業	43.8%(※)

(※): 令和 5 年度から白河市との負担金の計算方法が変更となるため、令和 3 年度実績値ではなく令和 5 年度予測値を示しています。

そのため、一般会計からの繰入金の適正化を目指し、経費回収率を向上させる取組を行う必要があります。なお、一般会計からの繰入金は、西郷村の一般会計(税収入)から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金のことで、総務省の繰出基準に基づいて一般会計が負担・補助等することが認められる経費である「基準内繰入金」、その他の赤字補てん分である「基準外繰入金」に分かれています。そのうち「基準外繰入金」は、独立採算制の原則からすれば本来は下水道事業内で賄うべきところを、一般会計(税収入)に負担させている金額といえます。西郷村の一般会計繰入金における基準外繰入金の割合は下記のとおり7割を超えており、早急に一般会計への依存度を軽減する必要があります。

このことから、本経営戦略の期間においては、基準外繰入金を令和8年度から使用料改定を実施しない場合と比較して 20,000 千円程度減らすことを目標とします。その場合、一般会計繰入金における基準外繰入金の割合は下記のとおり減少することになります。

表 4-3 一般会計繰入金のうち基準外繰入金の割合

事業	実績値(令和3年度)	目標値(令和14年度)
全体	72.0%(※)	69.0%
公共下水道事業	75.1%(※)	72.4%
農業集落排水事業	58.5%(※)	57.3%

(※): 令和 5 年度から白河市との負担金の計算方法が変更となるため、令和 3 年度実績値ではなく令和 5 年度予測値を示しています。

また、総務省では、最低限行うべき経営努力として「下水道使用料の徴収が 150 円/㎡を前提に行われていること」としていますが、令和3年度における西郷村の使用料単価は 150 円/㎡を下回っています。

このことから、自立した下水道事業経営を目指すとともに経営基盤の強化を図るためには、基準外繰入金の減少と合わせて、下水道使用料の改定の検討を早期に行う必要があります。

本戦略では、令和8年度から基準外繰入金を、使用料改定を実施しない場合と比較して 20,000 千円程度減らし下水道使用料を改定することを想定した場合の試算を示します。

表 4-4 使用料単価の実績値と目標値

事業	実績値(令和3年度)	目標値(令和14年度)
全体	145.5 円	157.5 円
公共下水道事業	146.0 円	158.0 円
農業集落排水事業	137.0 円	149.0 円

※なお、上記は現状の試算に基づくものであり、改定の有無をはじめ詳細な使用料体系及び設定・改定の場合の時期などについては、使用料改定検討の際に、検討実施時点の経営状況を踏まえて算定されます。

基準外繰入金の削減と使用料改定を想定した試算を反映した将来予測は、下記のとおりとなります。



図 4-2 使用料改定した場合の経営戦略期間中の使用料収入・基準内繰入・基準外繰入の金額の推移

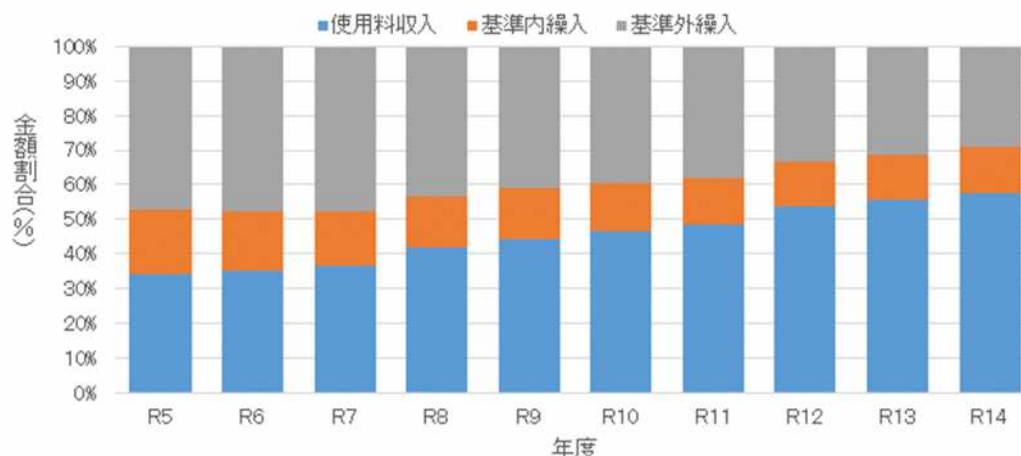


図 4-3 使用料改定した場合の経営戦略期間中の使用料収入・基準内繰入・基準外繰入の金額割合の推移

本経営戦略において、将来の収入増に向けた方策として、次に示す 6 パターンを検討しました。検討の結果、下水道事業本来の「受益者負担の原則」に則り、下水道使用料の改定(想定改定率 8%)、及び下水道がもつ公共性を考慮した基準外繰入による補てんのバランスを総合的に判断して「パターン 4-1」を採用しています。

表 4-5 将来の収入増に向けた方策の比較一覧

項目	パターン1	パターン2	パターン3
概要	使用料改定は行わず、営業収支不足額を基準外繰入で補てんする	使用料改定は行わず、収益的収支不足額を基準外繰入で補てんする	使用料改定は行わず、収益的収支不足額及び資本的収支不足額を基準外繰入で補てんする
使用料改定	なし	なし	なし
使用料改定率	-	-	-
基準外繰入割合	41.1% (令和 14 年度)	64.0% (令和 14 年度)	76.1% (令和 14 年度)
評価	当期純損失が生じ、資金不足となるため経営が成り立たない ×	当期純利益は確保できるが、資金不足となるため経営が成り立たない ×	経営的に成り立つが、一般会計への依存が最も高いため事業運営原則に反する △
項目	パターン4-1	パターン4-2	パターン4-3
概要	使用料改定を行い、下水道事業全体で基準外繰入を使用料改定しない場合と比較して 2 千万円削減する	使用料改定を行い、下水道事業全体で基準外繰入を使用料改定しない場合と比較して 3 千万円削減する	使用料改定を行い、下水道事業全体で基準外繰入を使用料改定しない場合と比較して 5 千万円削減する
使用料改定	あり (令和 8 年度改定)	あり (令和 8 年度改定)	あり (令和 8 年度改定)
使用料改定率	約 8%増	約 12%増	約 20%増
基準外繰入割合	69.0% (令和 14 年度)	67.3% (令和 14 年度)	63.4% (令和 14 年度)
評価	一般会計の負担を低減でき、改定率も最も小さいため現実的である ◎	一般会計の負担を低減できるが、改定率が 4-1 と比較して大きく実現性で疑問が残る ○	一般会計の負担を低減できるが、改定率が最も高く、使用者負担が大きいので実現性は低い △

このほか、水洗化率についても、本村の令和3年度時点での数値は下記のとおりです。

農業集落排水事業においては、類似団体平均を下回っており、水洗化率向上による下水道使用料の増収を目的とした未接続世帯・事業者に向けた下水道接続の推進に対する広報や戸別訪問のほか、地域特性に応じた適正な処理方式の見直しを行い、水洗化率の向上に努めます。

また、公共下水道事業については類似団体平均を上回っておりますが、さらなる水洗化率向上のため、下水道接続の推進に対する広報や戸別訪問等を行っていきます。

表 4-6 水洗化率の実績値と目標値及び類似団体等との比較

事業	実績値(令和3年度)	類似団体(令和3年度)	目標値(令和14年度)
全体	92.4%		95.0%
公共下水道事業	93.8%	82.26%	96.4%
農業集落排水事業	77.2%	84.67%	78.6%

以上の取組により、経費回収率については、令和14年度に73.3%(全体)まで改善することを目標とします。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

ここで示す金額は、指定のない限り、収益的支出は税抜き金額、資本的支出は税込み金額です。

5-1 収支計画のうち投資についての説明

(1) 公共下水道

① 建設改良費

建設改良費は、管きょ建設改良費、処理場建設改良費で構成されています。経営戦略期間中の建設改良費の推移は、令和5年度から令和14年度にかけて約3千6百万円～約6千8百万円の事業量を予定しています。期間中の建設改良費は、公共下水道未普及区域への施設整備、白河都市環境センターの負担金である共同施設建設負担金の支払が主たる事業内容となります。老朽化対策は、供用開始から30年程度であり、本戦略期間中に事業費は発生しない予定です。

公共下水道未普及区域への施設整備は、令和5年度から令和10年度まで予定しており、令和5年度に2千9百万円、それ以降は1千万円を予定しています。共同施設建設負担金の支払は、令和5年度から令和14年度にかけて約3千6百万円～約3千9百万円を予定しています。

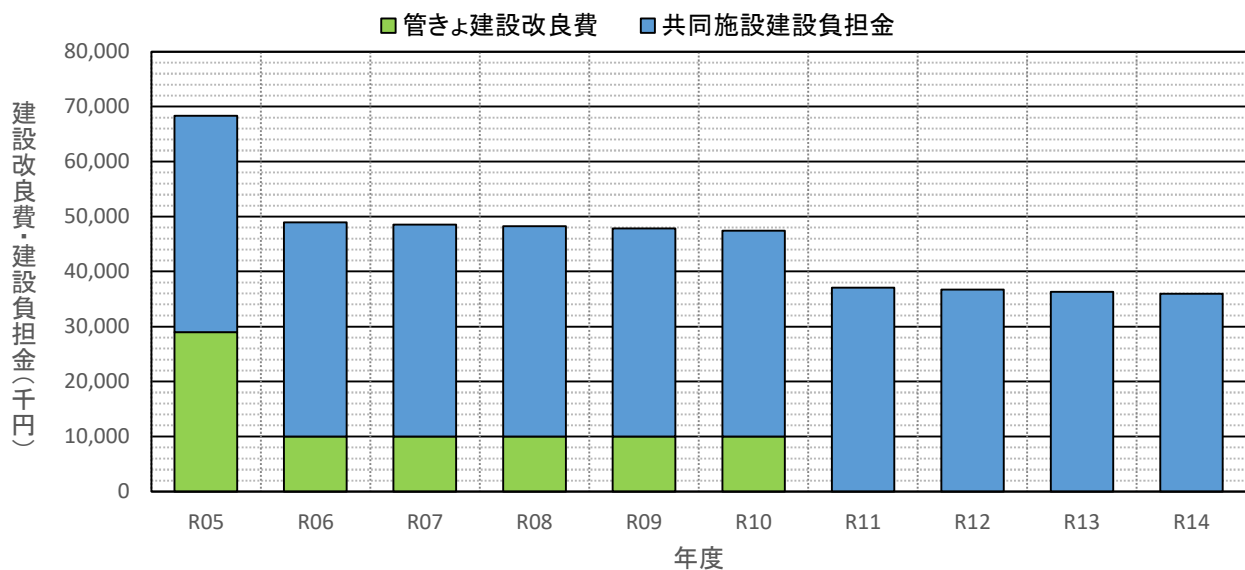


図 5-1 建設改良費の将来推移

② 企業債償還金及び企業債利息

将来借入れる企業債の企業債償還金及び企業債利息は、次の条件で算定しています。

表 5-1 企業債元利償還額の算定条件

項目	内容
償還方法	元利均等
借入期間	30年
据え置き	あり。5年据え置き
利息	1.0%

事業開始から 30 年程度が経過しており、過年度に借入れた企業債の償還は減少傾向となります。令和 5 年度の企業債償還金は約 2 億 9 千万円ですが、年々単年度の企業債償還金は減少していき、経営戦略の最終年度である令和 14 年度では約 1 億 2 千万円となります。

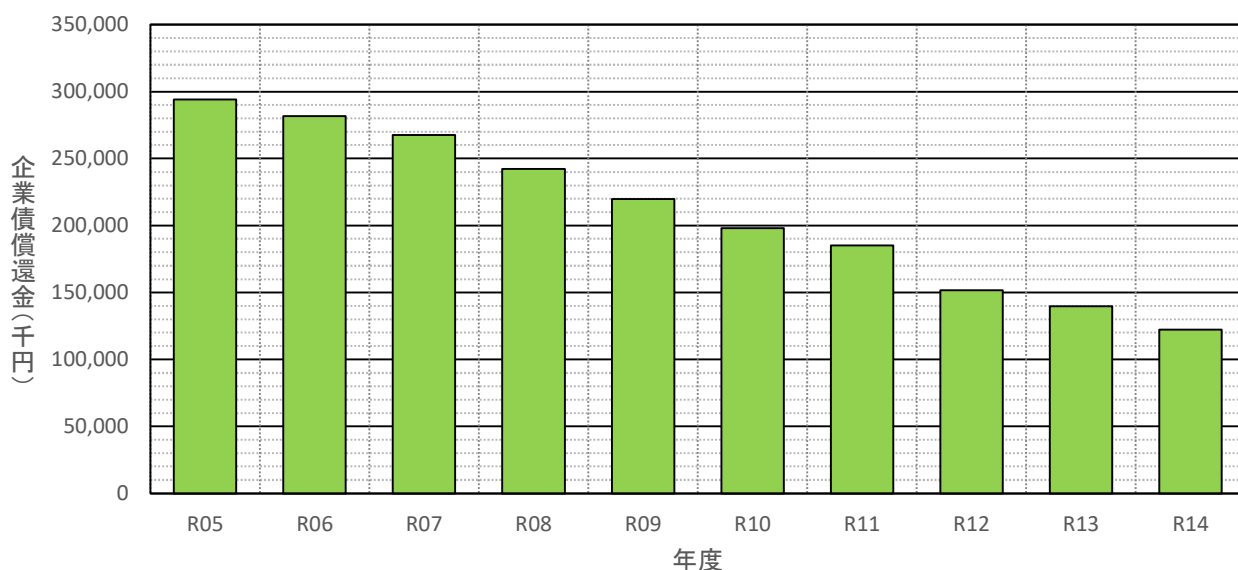


図 5-2 企業債償還金の将来推移

企業債利息も企業債償還金と同様に減少傾向となります。令和 5 年度の企業債利息は約 4 千 6 百万円ですが、年々減少していき、経営戦略の最終年度である令和 14 年度では約 1 千万円となります。

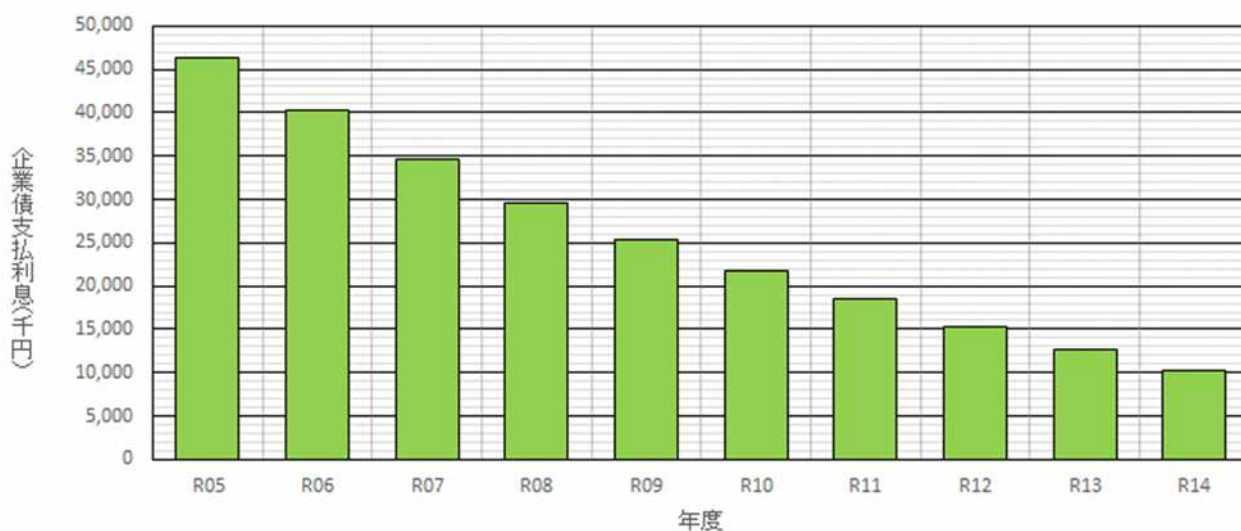


図 5-3 企業債利息の将来推移

(2) 農業集落排水

① 建設改良費

建設改良費は、管きょ建設改良費、処理場建設改良費で構成されています。経営戦略期間中の建設改良費の推移は、令和5年度から令和14年度にかけて約2百万円～約6千万円の事業量を予定しています。期間中の建設改良費は、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の老朽化対策が主たる事業内容となります。特に、汚水処理施設の機械・電気設備の改築・更新に多くの事業費を要しています。

汚水処理施設の改築・更新は、令和5年度から令和14年度にかけて約1百万円～約5千5百万円を予定しています。

管路施設の改築・更新は、主にマンホールポンプの機械・電気設備の改築更新である、令和5年度から令和14年度にかけて約1百万円～約1千4百万円を予定しています。

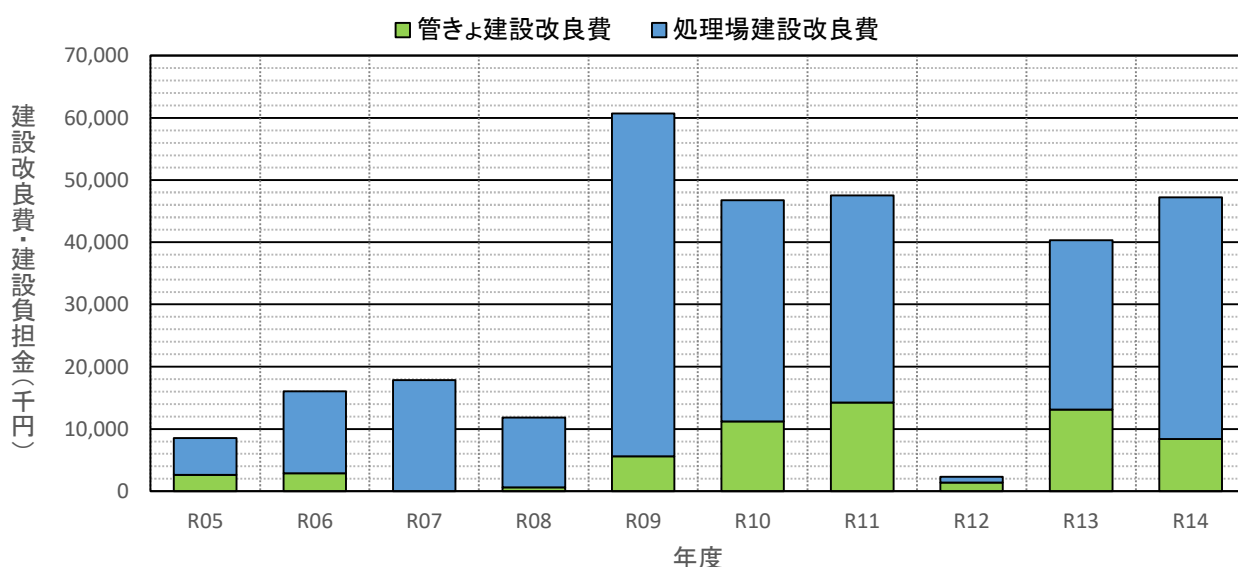


図 5-4 建設改良費の将来推移

② 企業債償還金

将来借入れる企業債の企業債償還金及び企業債利息は、公共下水道と同条件で算定しています。

企業債償還金は、令和7年度に償還金額のピークを迎え、約5千8百万円です。その後は、年々単年度の企業債償還金は減少していき、経営戦略の最終年度である令和14年度では約1千万円まで減少する見込みです。しかしながら、今後、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の老朽化対策を継続して実施していくことから、将来的に企業債償還額が増加する可能性があるため、借入れる企業債については、将来的な財政収支見通しを考慮して事業量を調整していく必要があります。

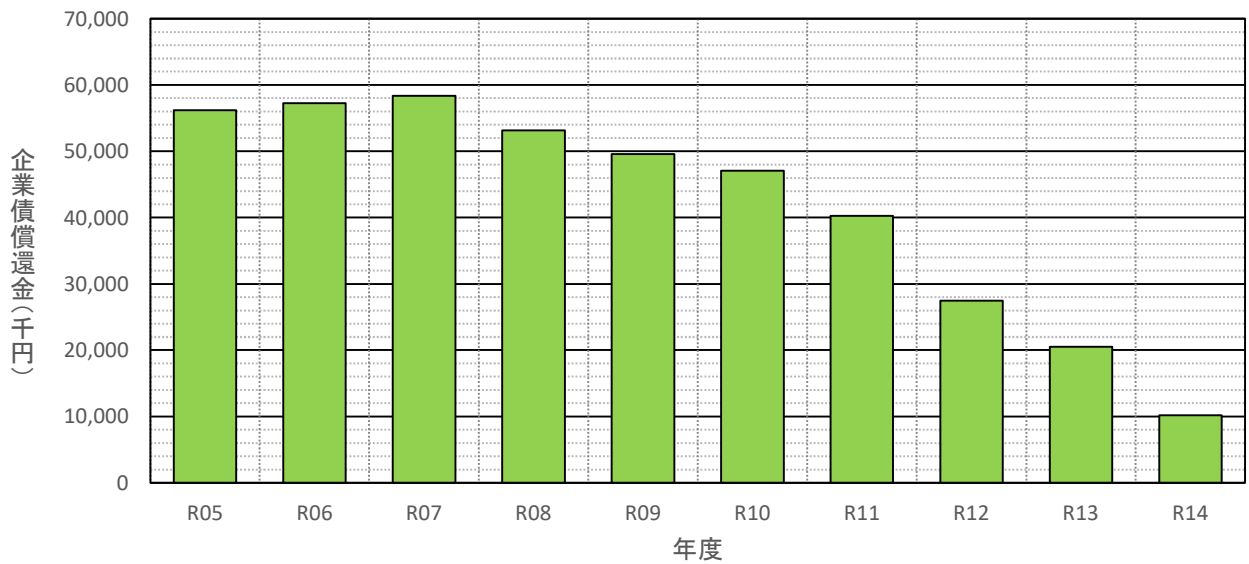


図 5-5 企業債償還金の将来推移

企業債利息は、企業債償還金の傾向と異なり減少傾向となります。令和 5 年度の企業債利息は約 8 百万円ですが、年々減少していき、経営戦略の最終年度である令和 14 年度では約 1 百万円となります。

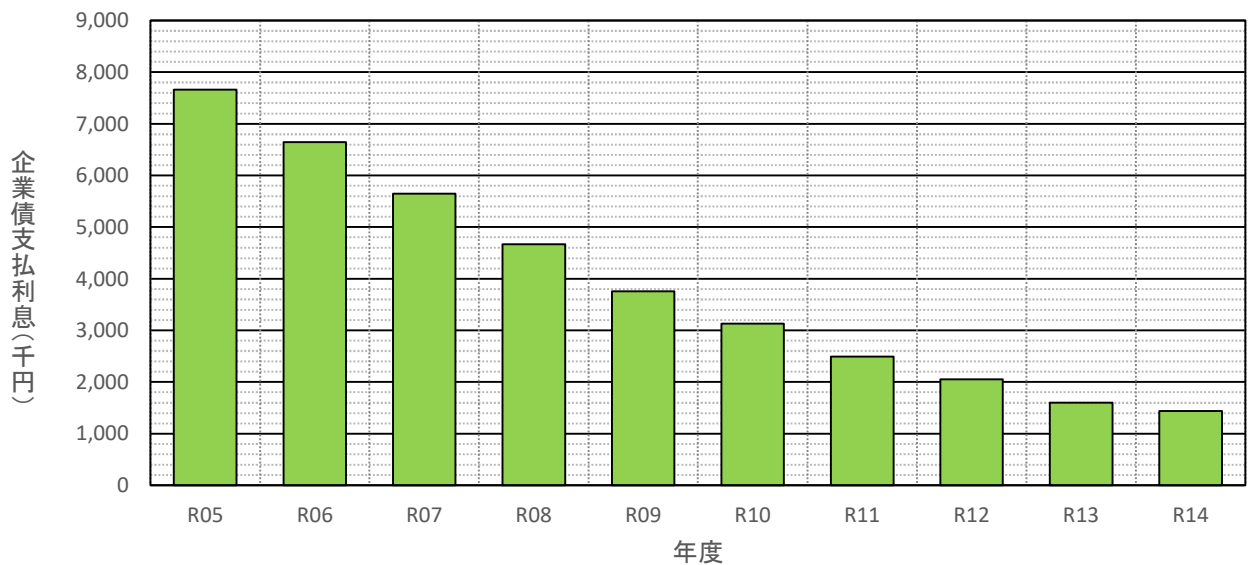


図 5-6 企業債利息の将来推移

5-2 収支計画のうち財源についての説明

(1) 公共下水道

建設改良費の主たる財源は、企業債、国庫補助金、受益者負担金であり、事業内容に応じて、現行の制度のもと算定して計上しています。

新規の企業債の借入は各年度の3.5割程度を占めており、約5百万円～約1千3百万円です。

国庫補助金は各年度の3～4割程度を占めており、5百万円～約1千5百万円です。

受益者負担金は、約3百万円～5百万円を見込んでいます。

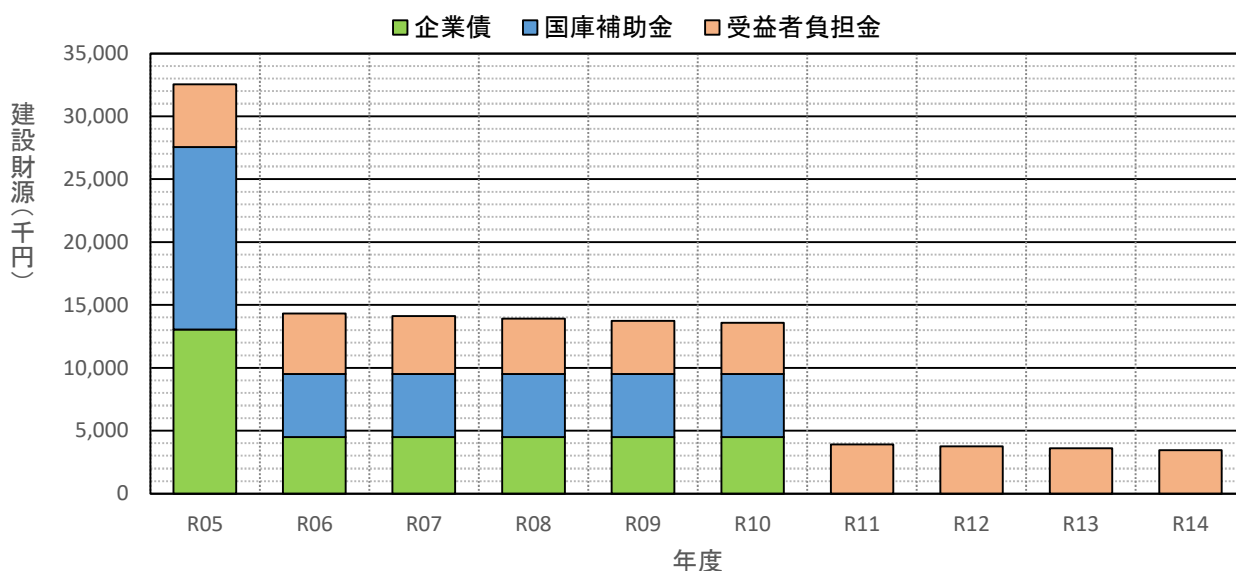


図 5-7 資本的収入の将来推移

公共下水道については、経営戦略期間中における借入企業債の金額が、企業債償還金よりも小さいため、企業債残高は減少していく見込みです。

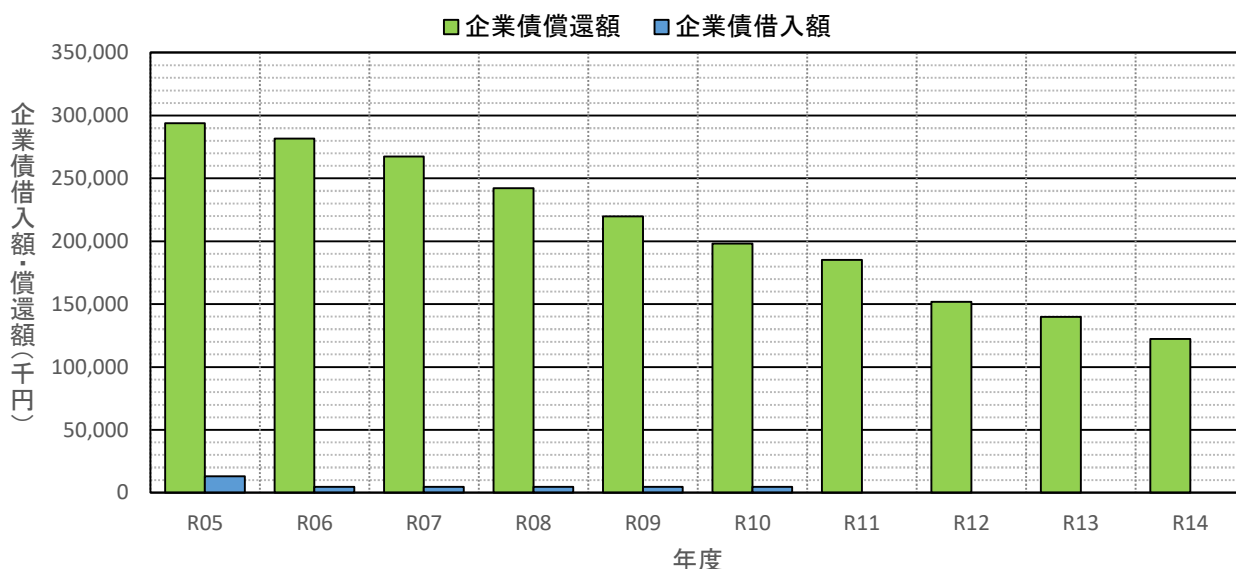


図 5-8 企業債の将来借入額と償還額の比較

(2) 農業集落排水

建設改良費の主たる財源は、企業債、県補助金であり、事業内容に応じて、現行の制度のもと算定して計上しています。企業債と県補助金の金額は、同等程度です。

新規の企業債の借入は、約 1 百万円～約 2 千 7 百万円です。

県補助金は、約 1 百万円～約 3 千万円です。

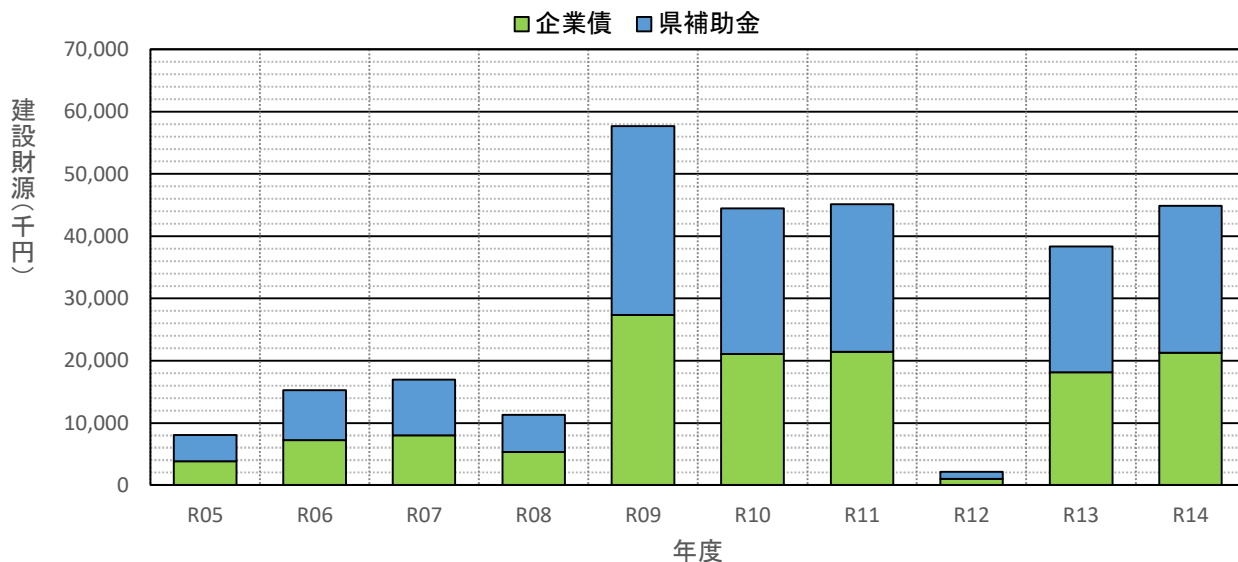


図 5-9 資本的収入の将来推移

農業集落排水については、経営戦略期間中における借入企業債の金額が、企業債償還金よりも小さい年度が大部分を占めるため、企業債残高は減少していく見込みですが、令和 14 年度では借入企業債の金額が大きくなります。今後、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の老朽化対策の実施にあたっては、借入企業債の将来的な影響等を考慮しながら、事業を推進していきます。

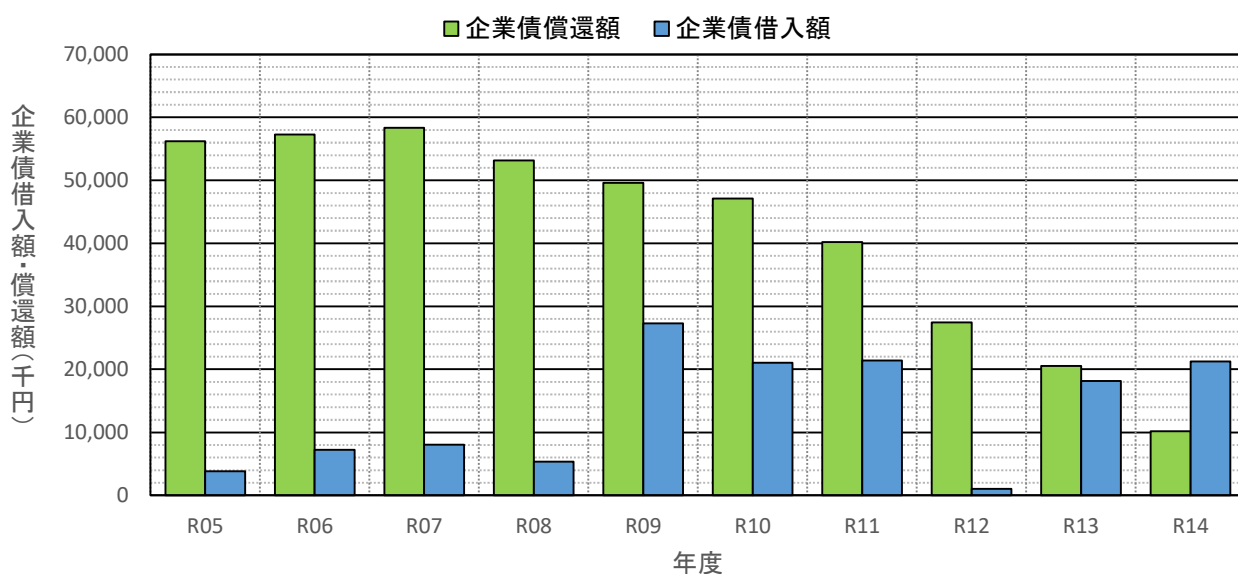


図 5-10 企業債の将来借入額と償還額の比較

5-3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 公共下水道

① 維持管理費等

維持管理費等は、令和 5 年度から令和 14 年度にかけて、約 2 億 3 千万円～約 2 億 6 千万円で推移します。維持管理費の大部分が白河都市環境センターの共用施設維持管理負担金です。共用施設維持管理負担金は、約 1 億 7 千万円～約 2 億円であり、維持管理費の約 8 割程度を占めています。

業務費、総係費には、人件費を含んでいます。維持管理費については、将来的な物価上昇等により上昇傾向となります。

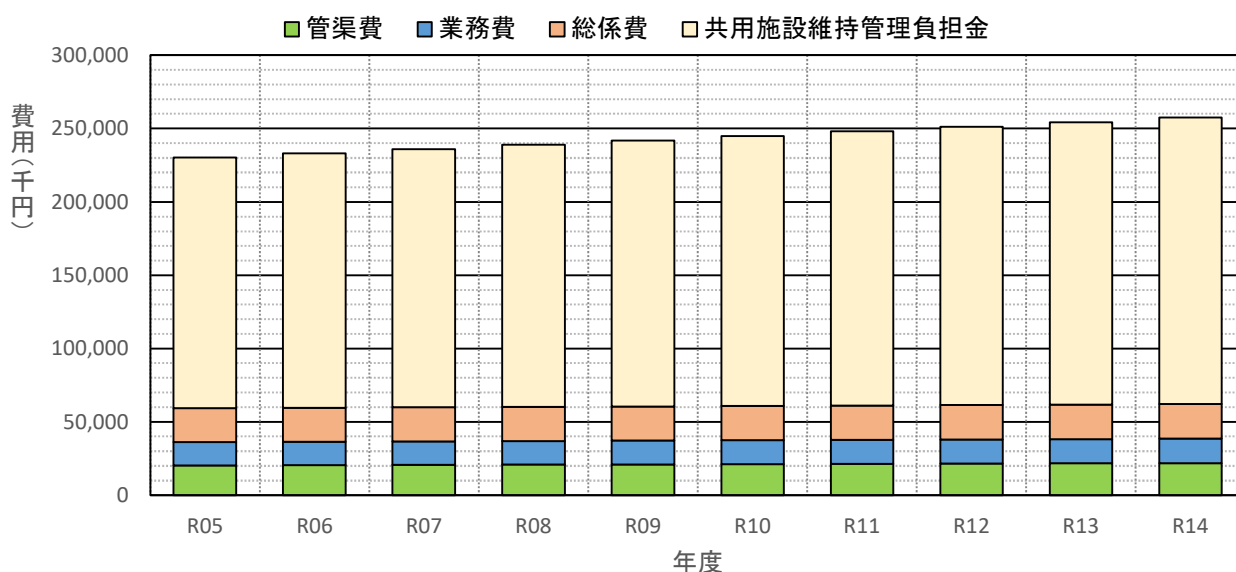


図 5-11 維持管理費等の将来推移

② 減価償却費

減価償却費は、過年度取得資産の推計値と将来投資で取得した資産における推計値の合算額です。将来投資での取得資産の計算条件は以下のとおりです。

減価償却費算定に用いる耐用年数は、資産の種別が多岐にわたることから、下水道事業における公営企業会計導入の手引に記載のある「総合償却」の耐用年数を採用しています。

表 5-2 減価償却計算条件

項目	設定内容
償却方法	定額法
残存価額	有形固定資産:取得価額の 10%、無形固定資産:取得価額の 0%
償却限度額	有形固定資産:取得価額の 5%、無形固定資産:取得価額の 0%
耐用年数	別紙のとおり

表 5-3 減価償却計算に用いた総合償却の耐用年数

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）	
			通常	総合償却
建物	SRC 又は RC	事務所用	50	50
		工場（作業場を含む）又は倉庫用	38	38
構築物	下水道用	下水道管きよ、人孔及び櫛	50	50
		処理設備	50	
		阻水扉及び防潮扉	30	33
		処理設備附属管弁	35	
		送泥管	30	
		濾床	40	
		消化槽	40	
		ガス槽	30	
機械及び装置	水道用又は工業用水設備	電気設備（その他）	20	20
		計測設備	10	10
	下水道用	ポンプ設備	20	20
		滅菌設備	10	
		計量器	15	
		荷役設備	17	
		処理機械設備	20	
		浄化槽	28	28
		その他金属製のもの	17	17
		主として木造のもの	8	8
車両及び運搬具	自動車	その他の自動車－貨物自動車	5	5
		その他の自動車－その他のもの	6	6
器具及び備品	規則参照		規則参照	

出典：下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015 年版 公益社団法人 日本下水道協会

未普及対策事業での施設新設により、新規取得資産がありますが、減価償却費は減少傾向です。令和 5 年度で約 3 億 3 千 8 百万円ですが、年々単年度の減価償却費は減少していき、経営戦略の最終年度である令和 14 年度では約 3 億 3 千 6 百万円となります。長期前受金戻入も同様の傾向です。

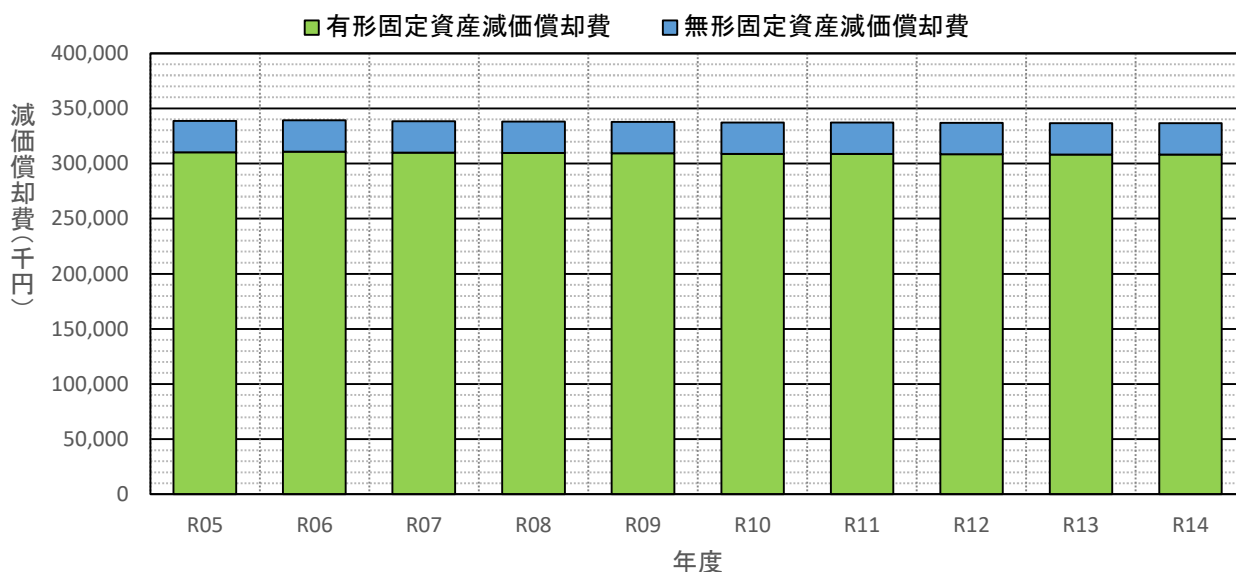


図 5-12 減価償却費の将来推移



図 5-13 長期前受金戻入の将来推移

(2) 農業集落排水

① 維持管理費等

維持管理費等は、令和 5 年度から令和 14 年度にかけて、約 3 千 3 百万円～約 3 千 6 百万円で推移します。維持管理費の大部分が、汚水処理施設の維持管理費用であり、維持管理費の約 8 割程度を占めています。業務費、総係費には、人件費を含んでいます。維持管理費については、将来的な物価上昇等により上昇傾向となります。

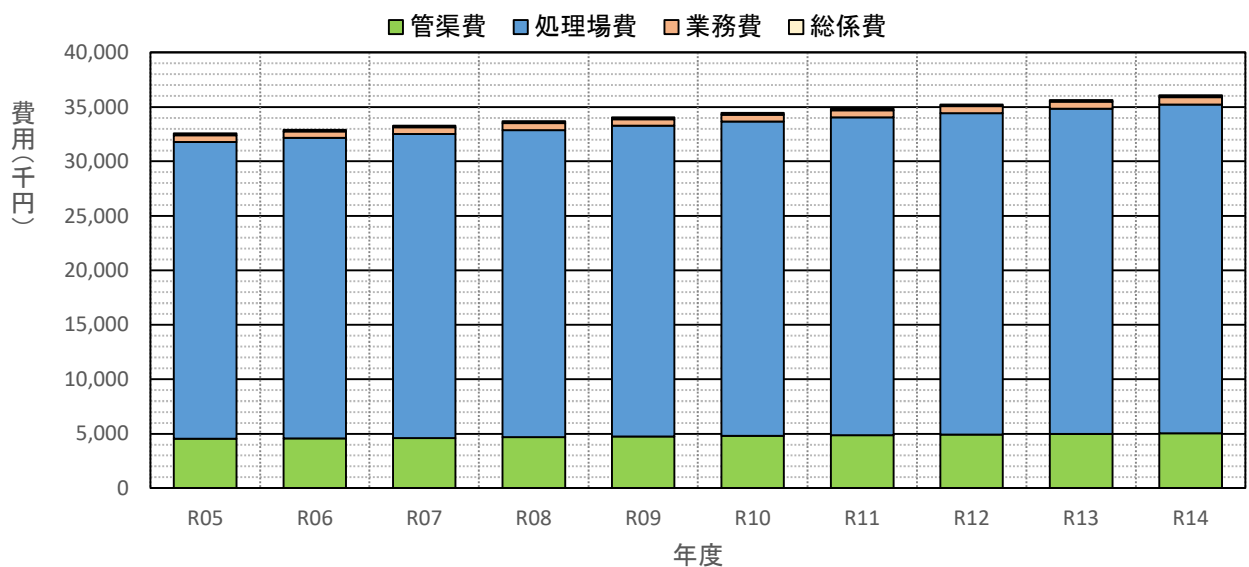


図 5-14 維持管理費等の将来推移

② 減価償却費

減価償却費の計算条件等は、公共下水道と同様です。令和5年度から令和8年度にかけて、減価償却費は減少傾向となりますが、施設の老朽化対策による施設・設備の改築・更新により令和9年度以降は増加傾向となります。令和14年度で約5千6百万円となります。長期前受金戻入も同様の傾向です。

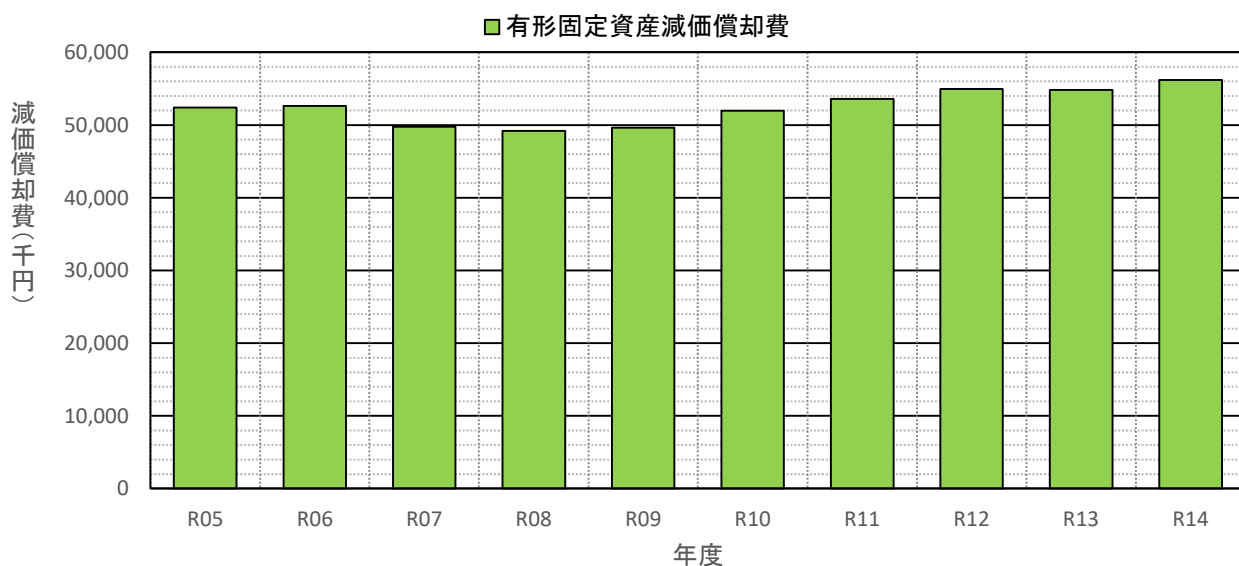


図 5-15 減価償却費の将来推移



図 5-16 長期前受金戻入の将来推移

5-4 今後の投資についての考え方・検討状況

(1) 広域化・共同化・最適化に関する事項

農業集落排水地区の公共下水道への編入等を引き続き検討し、効率的な汚水処理を目指していきます。

(2) 投資の平準化に関する事項

「ストックマネジメント計画」等に準じ、標準耐用年数経過後の単純改築ではなく、予防保全の観点から各種資産の延命化を図り、耐用年数を延伸することで投資の平準化を図ります。

(3) 民間活力の活用に関する事項(PPP/PFI など)

特に予定はありません。

(4) その他の取組

特に予定はありません。

5-5 今後の財源についての考え方・検討状況

(1) 使用料の見直しに関する事項

定期的に下水道使用料の検討を行うことで、適正な下水道使用料水準を維持します。これにより、一般会計の支出負担を極力低減していきます。

(2) 資産活用による収入増加の取組について

特に予定はありません

(3) その他の取組

特に予定はありません。

5-6 投資以外の経費についての考え方・検討状況

(1) 民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)

特に予定はありません。

(2) 職員給与費に関する事項

業務量に応じた人員の適正化を検討します。

(3) 修繕費に関する事項

「ストックマネジメント計画」等に準じ、適切な修繕を実施していきます。

(4) 委託費に関する事項

業務量に応じて、委託による業務量の平準化等を図ります。

(5) その他の取組

特に予定はありません。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

6-1 推進体制と進捗管理

経営戦略は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、計画期間の中間にあたる令和9年度に中間評価、場合によっては見直しを行い進捗の管理を行います。

経営戦略の実施にあたっては、各施策をPDCAサイクルに基づき、実施目標の達成状況を管理することで、施策を評価し継続的な改善に取り組み、効率的かつ効果的に推進します。



図 6-1 PDCA サイクルに基づく管理

6-2 施策の取り組みによる効果の検証

経営戦略で定めた施策の取り組みによる効果は、各取り組み方針で定めた目標値との整合確認を通じて確認します。確認の結果、目標値と実績値に著しく乖離があった場合は、原因を特定し、必要な対策を検討あるいは必要に応じて目標値を見直す等の対応を図ります。

また、当経営戦略についての公表については、策定時のみでなく、検証や見直し時にも公表を行い、計画を常にご理解いただけるよう努めてまいります。

収益の収支（下水道事業全体）

様式第2号（法適用企業・収益の収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		（決 算）	（決 算）										
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	423,103	453,021	495,869	496,670	493,322	479,221	463,882	454,562	448,511	429,508	422,491	410,680
	(1) 料 金 収 入	232,197	218,076	241,097	242,339	243,567	265,009	266,378	267,719	267,655	267,623	267,245	266,870
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	190,906	234,945	254,772	254,331	249,755	214,212	197,504	186,843	180,856	161,885	155,246	143,810
	2. 営 業 外 収 益	426,841	465,780	427,416	413,848	398,605	380,329	365,817	351,361	337,974	308,033	296,840	290,821
	(1) 補 助 金	186,724	233,605	195,491	180,800	167,083	148,626	133,303	117,128	102,199	70,968	59,320	51,915
	他 会 計 補 助 金	186,724	233,605	195,491	180,800	167,083	148,626	133,303	117,128	102,199	70,968	59,320	51,915
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	240,047	232,112	231,924	233,047	231,521	231,702	232,513	234,232	235,774	237,064	237,519	238,905
	(3) そ の 他	71	63	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
収 入	1. 営 業 収 入 計 (C)	849,944	918,801	923,285	910,518	891,927	859,550	829,699	805,923	786,485	737,541	719,331	701,501
	(1) 職 員 給 与 費	568,139	609,579	627,191	630,863	630,081	632,254	635,464	640,362	645,030	649,358	652,237	656,811
	基 本 給 与 費	20,894	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319
	基 本 給 与 費	14,840	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041
	基 本 給 与 費	6,054	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278
	(2) 経 営 費	142,667	197,975	216,218	219,164	222,114	225,107	228,143	231,223	234,348	237,517	240,733	243,999
	人 員 費	5,847	6,640	9,731	9,926	10,085	10,246	10,411	10,579	10,751	10,925	11,104	11,285
	修 繕 費	10,673	15,432	11,825	11,945	12,065	12,189	12,313	12,437	12,564	12,690	12,818	12,949
	修 繕 材 料 費	126,148	175,904	194,663	197,293	199,964	202,672	205,419	208,206	211,033	213,902	216,812	219,764
	修 繕 材 料 費	404,578	391,285	390,655	391,380	387,648	386,828	387,002	388,820	390,363	391,522	391,185	392,493
支 出	2. 営 業 外 費 用	79,626	61,760	82,578	74,980	67,627	57,509	50,115	43,906	38,644	30,886	26,435	22,391
	(1) 支 払 金	69,529	61,760	53,878	46,780	40,227	34,209	29,115	24,806	20,844	17,286	14,235	11,691
	(2) そ の 他	10,097		28,700	28,200	27,400	23,300	21,000	19,100	17,800	13,600	12,200	10,700
	支 出 計 (D)	647,765	671,339	709,770	705,843	697,708	689,763	685,578	684,267	683,674	680,244	678,672	679,202
	経 常 損 益 (E)=(C)-(D)	202,179	247,462	213,515	204,675	194,219	169,787	144,121	121,656	102,811	57,297	40,659	22,298
	特 別 損 失 (F)	17	47										
	特 別 損 失 (G)	12,403	350	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364
	特 別 損 失 (F)-(G) (H)	△ 12,386	△ 303	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	189,793	247,159	212,152	203,312	192,855	168,423	142,757	120,292	101,447	55,933	39,295	20,935
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)												
流 入	流 入 動 向												
	うち 未 収 金												
	うち 未 収 金												
	うち 建設 改良 費 分												
	うち 一 時 借 入 金												
流 出	流 出 動 向												
	うち 未 収 金												
	うち 未 収 金												
	うち 一 時 借 入 金												
	うち 未 収 金												
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		423,103	453,021	495,869	496,670	493,322	479,221	463,882	454,562	448,511	429,508	422,491	410,680
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)													

収益の収支（公共下水道）

様式第2号（法適用企業・収益の収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分		年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		349,718	408,942	440,610	441,478	440,534	427,839	416,500	406,206	401,154	381,196	375,259	362,497
	(1) 料 金 収 入		219,466	206,360	228,306	229,573	230,824	251,148	252,517	253,872	253,807	253,775	253,410	253,060
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他		130,252	202,582	212,304	211,905	209,710	176,691	163,983	152,334	147,347	127,421	121,849	109,437
	2. 営 業 外 収 益		354,102	397,196	359,799	345,170	329,383	312,823	298,670	284,574	275,289	259,266	253,289	247,623
	(1) 補 助 金		154,811	197,976	159,619	143,987	127,964	110,823	96,117	81,592	71,666	55,079	48,574	42,253
	他 会 計 補 助 金		154,811	197,976	159,619	143,987	127,964	110,823	96,117	81,592	71,666	55,079	48,574	42,253
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		199,290	199,218	200,179	201,182	201,418	201,999	202,552	202,981	203,622	204,186	204,714	205,369
	(3) そ の 他		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
収 益 的 支 出	収 入 の 計 (C)		703,819	806,138	800,409	786,648	769,917	740,662	715,170	690,780	676,444	640,462	628,548	610,120
	1. 営 業 費 用		475,234	530,650	545,683	548,795	550,536	552,963	555,357	557,559	560,234	562,856	565,472	568,345
	(1) 職 員 給 与 費		20,894	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319	20,319
	基 礎 本 給 付 費		14,840	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041	15,041
	そ の 他		6,054	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278
	(2) 経 営 費		115,820	173,100	187,014	189,630	192,246	194,898	197,588	200,317	203,086	205,895	208,745	211,638
	勤 務 料 理 費		1,388	1,636	2,014	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054
	修 繕 材 料 費		3,657	5,636	4,765	4,814	4,863	4,913	4,963	5,013	5,064	5,115	5,166	5,219
	そ の 他		110,775	165,827	180,236	182,763	185,329	187,931	190,571	193,250	195,969	198,727	201,525	204,365
	(3) 減 価 償 却 費		338,520	337,231	338,350	338,846	337,972	337,746	337,450	336,923	336,829	336,642	336,408	336,388
経 常 損 益	2. 営 業 外 費 用		69,983	53,131	70,317	63,631	57,177	48,338	42,258	36,770	32,652	26,636	23,339	19,552
	(1) 支 払 利 息		59,886	53,131	46,217	40,131	34,577	29,538	25,358	21,670	18,352	15,236	12,639	10,252
	(2) そ の 他		10,097		24,100	23,500	22,600	18,800	16,900	15,100	14,300	11,400	10,700	9,300
	支 出 の 計 (D)		545,217	583,781	616,000	612,426	607,713	601,301	597,615	594,329	592,886	589,492	588,811	587,897
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		158,602	222,357	184,409	174,221	162,204	139,361	117,555	96,450	83,558	50,970	39,737	22,223
	特 別 利 益 (F)			47										
	特 別 損 失 (G)		12,332		1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 12,332	47	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364
	当 年 度 純 利 益（又は純損失）(E)+(H)		146,270	222,404	183,046	172,858	160,840	137,998	116,192	95,087	82,194	49,607	38,374	20,860
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)													
流 入 流 出	流 入 資 産 (J)													
	流 入 負 債 (K)													
	流 入 うち 建設改良費分													
	流 入 うち 一時借入金													
	流 入 うち 未払金													
	流 出 資 産 (L)													
	流 出 負 債 (M)													
	流 出 うち 建設改良費分													
	流 出 うち 一時借入金													
	流 出 うち 未払金													
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			349,718	408,942	440,610	441,478	440,534	427,839	416,500	406,206	401,154	381,196	375,259	362,497
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 事 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

収益の収支（農業集落排水）

様式第2号（法適用企業・収益の収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分		年 度	前々年度 （決算）	前年度 〔決算〕	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		73,385	44,079	55,259	55,192	52,789	51,382	47,382	48,356	47,356	48,311	47,232	48,183
	(1) 料 金 収 入		12,731	11,716	12,791	12,766	12,744	13,861	13,861	13,847	13,847	13,847	13,835	13,810
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他		60,654	32,363	42,468	42,426	40,045	37,521	33,521	34,509	33,509	34,464	33,397	34,373
	2. 営 業 外 収 入		72,740	68,584	67,617	68,679	69,222	67,506	67,148	66,788	62,686	48,769	43,551	43,198
	(1) 補 助 金		31,913	35,629	35,872	36,814	39,119	37,803	37,187	35,537	30,534	15,890	10,746	9,662
	他 会 計 補 助 金		31,913	35,629	35,872	36,814	39,119	37,803	37,187	35,537	30,534	15,890	10,746	9,662
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		40,757	32,894	31,745	31,865	30,103	29,703	29,961	31,251	32,152	32,879	32,805	33,536
	(3) そ の 他		70	61										
	収 入 計 (C)		146,125	112,663	122,876	123,871	122,011	118,888	114,530	115,144	110,042	97,080	90,783	91,381
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		92,905	78,929	81,508	82,068	79,545	79,292	80,107	82,803	84,796	86,502	86,765	88,466
	(1) 職 員 給 与 費													
	基 本 給 付 費													
	基 礎 給 付 費													
	(2) 経 営 費		26,847	24,875	29,204	29,534	29,869	30,209	30,555	30,906	31,262	31,622	31,989	32,361
	動 力 費		4,458	5,004	7,717	7,873	8,031	8,193	8,357	8,525	8,697	8,872	9,050	9,232
	修 繕 費		7,016	9,795	7,060	7,131	7,203	7,276	7,350	7,425	7,500	7,575	7,652	7,730
	材 料 費													
	(3) 減 価 償 却 費		15,373	10,076	14,427	14,530	14,635	14,740	14,848	14,956	15,065	15,175	15,287	15,399
	2. 営 業 外 費 用		66,058	54,054	52,304	52,534	49,676	49,082	49,552	51,897	53,534	54,880	54,777	56,105
支 出	(1) 支 払 利 息		9,643	8,629	12,261	11,349	10,450	9,171	7,857	7,136	5,992	4,250	3,095	2,839
	(2) そ の 他		9,643	8,629	7,661	6,649	5,650	4,671	3,757	3,136	2,492	2,050	1,595	1,439
	支 出 計 (D)		102,548	87,558	93,770	93,417	89,995	88,462	87,964	89,938	90,788	90,752	89,861	91,305
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		43,577	25,105	29,106	30,455	32,016	30,426	26,566	25,206	19,254	6,328	922	75
	特 別 損 益 (F)		17											
	特 別 損 失 (G)		72	350										
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 54	△ 350										
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		43,523	24,755	29,106	30,455	32,016	30,426	26,566	25,206	19,254	6,328	922	75
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)													
	流 動 資 産 (J)													
流 動 資 金	う ち 未 収 金													
	負 債 (K)													
	う ち 建 設 改 良 費 分													
	う ち 一 時 借 入 金													
	う ち 未 払 金													
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		73,385	44,079	55,259	55,192	52,789	51,382	47,382	48,356	47,356	48,311	47,232	48,183
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)													
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

資本的収支（下水道事業全体）

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 決 算 見 込	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
資本的 収 入	1. 企 業 債	40,100	11,600	16,886	11,719	12,533	9,836	31,815	25,546	21,385	1,031	18,157	21,240
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金	19,703	16,366	12,542	8,038	7,936	4,440	4,482	2,368	384	15		
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国（都道府県）補助金	41,266	14,537	18,762	13,022	13,926	10,929	35,350	28,385	23,762	1,146	20,174	23,600
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金		3,300										
	9. そ の 他	7,088	4,929	5,000	4,800	4,608	4,424	4,247	4,077	3,914	3,757	3,607	3,463
	計 (A)	108,157	50,732	53,190	37,579	39,003	29,629	75,894	60,376	49,445	5,949	41,938	48,303
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	108,157	50,732	53,190	37,579	39,003	29,629	75,894	60,376	49,445	5,949	41,938	48,303
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	144,643	91,150	76,897	65,022	66,441	60,061	108,521	94,212	84,592	38,990	76,681	83,170
	うち 職員給与費												
	2. 企業債償還金	356,076	364,288	350,174	338,971	325,873	295,507	269,413	245,000	225,098	178,872	160,011	132,267
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他												
	計 (D)	500,719	455,438	427,071	403,993	392,314	355,568	377,934	339,212	309,690	217,862	236,692	215,437
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	392,562	404,706	373,881	366,414	353,311	325,939	302,041	278,836	260,246	211,913	194,754	167,134
	(D)-(C) (E)												
	1. 損益勘定留保資金	164,531	173,577	158,731	158,333	156,127	155,126	154,489	154,588	154,589	154,458	153,665	153,588
補填 財 源	2. 利益剰余金処分額	189,793	247,159	212,152	203,312	192,855	168,423	142,757	120,292	101,447	55,933	39,295	20,935
	3. 繰越工事資金												
	4. そ の 他	7,242	3,466	3,977	3,525	3,631	3,716	5,913	5,436	5,174	3,099	4,809	5,101
	計 (F)	361,566	424,202	374,859	365,170	352,613	327,265	303,159	280,316	261,211	213,490	197,770	179,624
補填財源不足額 (E)-(F)		30,996	△ 19,496	△ 978	1,244	697	△ 1,326	△ 1,119	△ 1,480	△ 965	△ 1,577	△ 3,016	△ 12,490
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		3,516,497	3,170,609	2,837,321	2,510,069	2,196,729	1,911,058	1,673,460	1,453,765	1,249,809	1,071,722	929,620	818,343

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 決 算 見 込	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的 収 支	収益的収支分	377,589	468,508	450,151	435,019	416,726	362,726	330,695	303,859	282,943	232,741	214,454	195,613
	うち 基準内繰入金	165,124	187,645	116,810	108,342	96,855	89,457	83,628	77,678	71,721	66,171	63,129	60,566
	うち 基準外繰入金	212,465	280,863	333,341	326,677	319,871	273,269	247,067	226,181	211,222	166,570	151,325	135,047
資本的 収 支	資本的収支分	19,703	16,366	12,542	8,038	7,936	4,440	4,482	2,368	384	15		
	うち 基準内繰入金	19,703	16,366	12,542	8,038	7,936	4,440	4,482	2,368	384	15		
	うち 基準外繰入金												
合 計		397,292	484,874	462,693	443,057	424,662	367,166	335,177	306,227	283,327	232,756	214,454	195,613

資本的収支（公共下水道）

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

年 度		前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分													
資本的 収 入	1. 企 業 債	40,100	11,600	13,050	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500				
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金	12,500	9,041	5,094	464	235	60	61	42	32	15		
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国（都道府県）補助金	41,266	14,537	14,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000				
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金		3,300										
	9. そ の 他	6,698	4,799	5,000	4,800	4,608	4,424	4,247	4,077	3,914	3,757	3,607	3,463
	計 (A)	100,564	43,277	37,644	14,764	14,343	13,984	13,808	13,619	3,946	3,772	3,607	3,463
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	100,564	43,277	37,644	14,764	14,343	13,984	13,808	13,619	3,946	3,772	3,607	3,463
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	144,643	90,150	68,372	48,978	48,588	48,203	47,821	47,442	37,068	36,698	36,332	35,969
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	301,302	308,805	293,967	281,713	267,543	242,336	219,819	197,921	184,857	151,412	139,460	122,064
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他												
	計 (D)	445,945	398,955	362,339	330,691	316,131	290,539	267,640	245,363	221,925	188,110	175,792	158,033
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	345,381	355,678	324,695	315,927	301,788	276,555	253,832	231,744	217,979	184,338	172,185	154,570
	不足する額 (D)-(C)												
	1. 損益勘定留保資金	139,230	152,417	138,171	137,664	136,553	135,747	134,899	133,943	133,207	132,456	131,693	131,019
補填 財 源	2. 利益剰余金処分額	146,270	222,404	183,046	172,858	160,840	137,998	116,192	95,087	82,194	49,607	38,374	20,860
	3. 繰越工事資金												
	4. そ の 他	7,242	5,742	4,130	3,345	3,378	3,525	3,507	3,488	3,014	2,995	2,975	2,955
	計 (F)	292,742	380,563	325,347	313,867	300,771	277,270	254,597	232,517	218,415	185,057	173,042	154,834
補填財源不足額 (E)-(F)		52,639	△ 24,885	△ 652	2,060	1,017	△ 715	△ 765	△ 773	△ 436	△ 720	△ 857	△ 263
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		3,037,346	2,746,941	2,466,024	2,188,811	1,925,768	1,687,933	1,472,613	1,278,952	1,093,852	942,195	802,487	680,172

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分													
収益的 収 支	収益的収支分	285,022	400,516	371,811	355,780	337,562	287,402	259,988	233,814	218,901	182,388	170,311	151,578
	うち基準内繰入金	117,299	157,857	88,661	81,264	72,205	66,391	61,529	56,474	51,369	46,516	43,987	41,754
	うち基準外繰入金	167,723	242,659	283,150	274,516	265,357	221,011	198,459	177,340	167,532	135,872	126,324	109,824
資本的 収 支	資本的収支分	12,500	9,041	5,094	464	235	60	61	42	32	15		
	うち基準内繰入金	12,500	9,041	5,094	464	235	60	61	42	32	15		
	うち基準外繰入金												
合 計		297,522	409,557	376,905	356,244	337,797	287,462	260,049	233,856	218,933	182,403	170,311	151,578

資本的収支（農業集落排水）

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

年 度		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分													
資本的 収 入	1. 企 業 債			3,836	7,219	8,033	5,336	27,315	21,046	21,385	1,031	18,157	21,240
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金	7,203	7,325	7,448	7,574	7,701	4,380	4,421	2,326	352			
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国（都道府県）補助金			4,262	8,022	8,926	5,929	30,350	23,385	23,762	1,146	20,174	23,600
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他	390	130										
	計 (A)	7,593	7,455	15,546	22,815	24,660	15,645	62,086	46,757	45,499	2,177	38,331	44,840
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	7,593	7,455	15,546	22,815	24,660	15,645	62,086	46,757	45,499	2,177	38,331	44,840
	資本的支出												
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費		1,000	8,525	16,044	17,853	11,858	60,700	46,770	47,524	2,292	40,349	47,201
	うち 職員給与費												
	2. 企業債償還金	54,774	55,483	56,208	57,258	58,329	53,171	49,594	47,079	40,242	27,460	20,551	10,203
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他												
	計 (D)	54,774	56,483	64,733	73,302	76,182	65,029	110,294	93,849	87,766	29,752	60,900	57,404
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	47,181	49,028	49,187	50,487	51,522	49,384	48,208	47,092	42,267	27,575	22,569	12,564
	補填財源												
	1. 損益勘定留保資金	25,302	21,160	20,560	20,669	19,573	19,379	19,590	20,646	21,382	22,002	21,972	22,569
	2. 利益剰余金処分額	43,523	24,755	29,106	30,455	32,016	30,426	26,566	25,206	19,254	6,328	922	75
	3. 繰越工事資金												
	4. そ の 他		△ 2,275	△ 153	180	254	191	2,406	1,948	2,160	104	1,834	2,146
	計 (F)	68,824	43,639	49,513	51,304	51,843	49,996	48,563	47,800	42,796	28,433	24,728	24,790
	補填財源不足額 (E)-(F)	△ 21,643	5,389	△ 326	△ 816	△ 320	△ 612	△ 355	△ 708	△ 530	△ 858	△ 2,159	△ 12,227
	他会計借入金残高 (G)												
	企業債残高 (H)	479,150	423,668	371,297	321,257	270,961	223,126	200,846	174,813	155,957	129,528	127,133	138,171

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分													
収益的収支分		92,567	67,992	78,340	79,240	79,164	75,324	70,708	70,046	64,043	50,354	44,143	44,035
	うち 基準内繰入金	47,825	29,788	28,149	27,079	24,650	23,066	22,100	21,205	20,353	19,656	19,142	18,812
	うち 基準外繰入金	44,742	38,204	50,191	52,161	54,514	52,258	48,608	48,841	43,690	30,698	25,001	25,223
資本的収支分		7,203	7,325	7,448	7,574	7,701	4,380	4,421	2,326	352			
	うち 基準内繰入金	7,203	7,325	7,448	7,574	7,701	4,380	4,421	2,326	352			
	うち 基準外繰入金												
合 計		99,770	75,317	85,788	86,814	86,865	79,704	75,129	72,372	64,395	50,354	44,143	44,035